

官報号外

昭和二十七年六月十二日

○第十三回 衆議院會議錄第五十三号

昭和二十七年六月十二日(木曜日)

議事日程 第五十二号

午後一時開議

第一 伊東国際観光温泉文化都市

建設法の一部を改正する法律案
(遠藤三郎君外九名提出)第二 開拓者資金金融通法の一部を
改正する法律案(内閣提出)第三 道路交通事業抵当法案(参
議院提出)第四 日本赤十字社法案(青柳一
郎君外十四名提出)第五 国会議員の選舉等の執行經
費の基準に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出)● 本日の会議に付した事件
議員請願の件議員風早入十二君を懲罰委員会に付するの動議(中川俊思君外二
名提出)議員林百郎君を懲罰委員会に付するの動議(田淵光一君外一名提
出)日本銀行政策委員会委員任命につ
き同意の件
戦争犯罪者の釈放等に関する決議

案 益谷秀次君外六名提出

農業共済基金法案(内閣提出、參
議院回付)道路交通取締法の一部を改正する
法律案(内閣提出、參議院回付)日程第五 国会議員の選舉等の執
行經費の基準に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)日程第二 開拓者資金金融通法の一
部を改正する法律案(内閣提出)日程第三 道路交通事業抵当法案
(參議院提出)日程第四 日本赤十字社法案(青
柳一郎君外十四名提出)耕土培養法案(坂田英一君外二十
三名提出)

午後二時四十分開議

○議長(林謙治君) これより会議を開
きます。○議長(林謙治君) お詫びいたしま
す。議員小川半次君から、アメリカに
おける文化、文教、厚生、体育関係
の調査観察のため渡航するにつき、六
月十四日から本会期中請假の申出があ
ります。これを許可するに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林謙治君) 御異議なしと認め
ます。よつて許可するに決しました。最初のものとして、最も賤畜に、しかも
明朗に終始すべきことを要請され、傘
下労働組合の大半もまた同様趣旨を体
して、きわめて穏健裡に終了せんこと
を企図したにかかわらず、共産党を中
核とする一部過激分子の計画的暴動に
端を発し、遂に皇居前広場において前
代未聞の不祥事を招来したることは、
まことに遺憾でありまして、これが内
外に及ぼしたる甚大なる悪影響は、独
立早々のわが國に一大汚点を印したる
ものにして、その責任は一にかかる
て、背後からこれを煽動したる日
本共産党にありと断ぜざるを得ませ
ん。(拍手)しかし、風早君は、これを称して
かかるに、風早君は、これを称して
政府の行為となし、苦
痛を訴える大衆に――をほしいままにし爾來、彼らの焦躁は逐日激烈とな
り、とうてい尋常一樣の手段をもつて
しては所期の目的を達するあたわざと
なし、いよいよその本性を暴露し始
め、諸君御承知のことく、全国各地に
集団暴行事件を頻発さすに至つたので
あります。今回の皇居前広場における騒擾事件のこときもその一の現われる政府への質問中、共産党議員風早入
十二君の質問内容は、虚構と捏造に終
始し、荒唐無稽の言辞を弄して、国民
をして故意に警察官に対する反抗心を
助長したことなど、無責任のはなし
だしきのみならず、議院の品位を傷つ
け、秩序を乱したものとして、国会法第二百二十二条第三項により、ここに
同君に対し懲罰の動議を提出せんとす
るものであります。(拍手)以下、その
ものであります。趣旨を説明して、諸君の御賛同を願う
次第であります。趣旨を説明して、諸君の御賛同を願う
次第であります。上、国家警察や、予備隊同様、――
のか、――云々

であることは明々白々であります。このことは、つい昨日まで共産党に議席を持つておつた中西伊之助君の、最近とみに狂暴化して來た日本共産党の武力革命コースにはとうていつて行けないといふ脱党声明によつても明らかにあります。(拍手)さらに中西君は語を離いて、最近の日本共産党は次第に一揆主義化して行つて、警察官と見れば、だれかの区別なく、みんな敵にまわしてしまふ、くぐればあせる、ケルン共産党時代マルクスが言つた通りになつて來た、五全協で打ち出された軍事方針をうのみに、新幹部は極端に非合法活動を強要す、こん棒と火炎びんだけの日共になり下つたと断じ、当初平和革命で党員を獲得しておきながら、途中武力革命ありというべきであります。

中西君は、共産党だけで革命が達成できるなどと考えてゐるような共産主義者が多いから日本の革命が容易に進行しないのである、日本の共産主義者が、いつまでもそんなんぬぼれが抜けず、つまらぬ思い上つた優越感を抱いておる限り、革命なんかできるものではないと、最近の共産党が完全に国民から浮かび上つたことを正直に告白して、永年共産主義を尊奉し、共産党代議士として今日に来つた中西君で

すら、近時の共産党の非合法活動にありますから、一般国民が逐日彼から逃離しつつあることは推して知るべきであります。今や日本共産党は、あらゆる面において完全に日本の孤兎となりつある現況であります。

皇居前広場において、ほりにたたき落された警察官や外国人が、生命の危険を感じて石がけによじ登らんとしている

のに対して、雨あられのことく石ころを投げつけたり、赤旗やプラカードの棒で突き落している残酷非道の光景を、見るに見かねた通行人が、お互に鬼畜にひとしき行為として、天人ともに許すべからざる人非人的残酷行為でに暴露しておるのもつて見ても、ありどうべきであります。

現下日本共産党の全貌を察知して余り

日本共産党の正体を知る者は、彼らの内部で行われておるあらゆる行為

が、いかに険險であり、残酷なものであります。日本共産党の諸君は、おどか

す。甘言に乗せられて入党したもの

の、こんなはずではなかつたと後悔し

ておる者もまたほりにたたき落したなどの行為は、これこそまさに

日本で最もひどい行為であります。左

の手)その証拠には、諸君がしゃべる

に解説しているのを見て、日本共産党に比し一世紀の長あることを感知した

次第であります。

日本共産党の諸君は、およそいつの場合、いつ

に解散していけるのを見た、日本共産党

が、一番よく承知のはずである。(拍手)

君が一番よく承知のはずである。いつ

に機会においても、ほとんど大同小異

で、また同じことを言つてゐるという

批評が異口同音に行はれておるのをも

つて見ても明らか通りであります。

口を開けば自由を唱え、人権の尊重を

呼号する共産党諸君の叫びこそは、鉄

のカーテン内に隠されたる諸君がみ

ずから解放を叫ぶ悲鳴とさえ聞え

ます。しかし、一大び入党した以上

は、泥沼に足をとられたと同様、脱党

しなければならないという実情で、お

もそれらの世界には自由もなければ、

一流のリソースが控えていることを覚悟

はなかく、容易のわざではありません。

私は、昨秋ヨーロッパ旅行の際、フ

ランス、イタリア等に立ち寄り、両国の

議会を親しく見学する機会を得ました

が、諸君御承知のことく、両国とも共産

党が百名以上の議席を有し、その政情

の複雑なること並びにその勢力の大なるを得ないのです。かかる環境

よそ彼らの世界には自由もなければ、

人権尊重等大よそ縁遠いものといわざ

ります。趣旨弁明をお願いいたします。

○議長(林謙治君) 中川君に申し上げ

ます。趣旨弁明をお願いいたします。

○中川謙治君(続) 共産党の諸君は、

万一路が企図する暴力革命が成功

し、我が國に人民政府が打立てられた

際、諸君はその政府の重要なポストにて

も重用されるなどと甘い考え方でも持つ

ておられる者があるが知りませんが、たゞ

も諸君のごときだら構は、一顧も與えられざるのみか、われ同一様、一発

もと生命を剝奪されることくらいは

現わすことの不可能なることは察する

に余りがあります。顧わく、君の談

このことを否定されながらも、言外に

現わすことの不可能なることは察する

に余りがあります。顧わく、君の談

博なる知識と高邁なる識見とを活用さ

れ、大悟一番、日本再建のため挺身さ

れんことを衷心祈念してやみません。

棒で殴打するという卑劣的行為を働いたのは、一体たれであるか。武裝警官

のピストルで、背後から心臓を貫く一発によつて即死して、大衆の手によつて新京橋診療所にかづき込まれた高橋

正夫君の遺骸は、急いでかけつけた両親や兄弟が遺骸に手を触れることが許されない。泣いて待つてゐるにかかる

らず、五月一日の午後三時から少くも九時まで大時間以上も放置してあつたのであります。しかも、診療所の廊下には、京橋署員が一ぱいにかかわらず、鑑識を呼ぶという努力を少しもやらなかつた。武裝警官のこん棒に

よつて頭部を割られ、内出血で瀕死の近藤巨士君は、東京病院に運ばれ、激痛でほとんど意識を失つて、腕をつかんで

らず、また医師は絶対安静の必要を告げて抗議したにかかわらず、二日前で

おらず、鑑識を呼ぶという努力を少しもやらなかつた。武裝警官のこん棒に

よつて頭部を割られ、内出血で瀕死の近藤巨士君は、東京病院に運ばれ、激痛でほとんど意識を失つて、腕をつかんで

らず、また医師は絶対安静の必要を告げて抗議したにかかわらず、二日前で

おらず、鑑識を呼ぶという努力を少しもやらなかつた。武裝警官のこん棒に

よつて頭部を割られ、内出血で瀕死の近藤巨士君は、東京病院に運ばれ、激痛でほとんど意識を失つて、腕をつかんで

らず、また医師は絶対安静の必要を告げて抗議したにかかわらず、二日前で

おらず、鑑識を呼ぶという努力を少しもやらなかつた。武裝警官のこん棒に

と言わざして何と名づけることができるとか。(拍手) 事実が虚構だと言い、捏造だと言ふ。だが、一体この事実のどこに虚構があるのか。提案者は風上に置けない。虚構者ではないか。現に、これは諸君もおなじみの梅崎春生君といふ文学者であります。この文学者は、「世界」の七月号に書いておる。これは「私はみた」という、メーデー人民広場の事件を、みずから親しくそこで見たのであるか。

〔発言する者多し〕

○護長(林謹治君) 風早君に御注意申し上げます。一身上の弁明の範囲を越えないうように願います。

○風早八十二君(続) 墓上から、私は議長に申し上げる。先ほども申しした通り、懲罰動議の提案者は、私の見た事実が虚構であると言ふ。それが虚構でないということを立証すること、これ

以上の一身上の弁明があるか。その立証の一つとして、梅崎春生君は言つておる。私の見た限りでは、最初に暴力を振つて挑発したのは明らかに警察官であり、いわゆる組織された暴徒といふ虛構者だ。(拍手)

○風早八十二君(續) 至近禪をぶつ放した、相手は、ころつと倒れた、まつたくもろいものだ。こういう暴言を吐いている事実があるのであります。

〔一身上の弁明をやれ」と呼び、その他他の発言する者多し〕

人民広場に参加した人々は、警察側の報告をまったく信用せず、死者は少くも九名といふことを強く信じておる。私は、大衆がそう信ずるには十分な根拠があると考えるのであります。私は国会議員として、大衆のこの疑いを前提として質問したものにはかならない。私は国会議員として、国民にかわって、行方不明の遺骸の所在について、どうしても政府に對して

無抵抗なデモ隊」……。

○護長(林謹治君) 風早君、身上弁明の範囲を越えておると思ひますから注意を願います。

○風早八十二君(続) 諸君は、この真理を恐れておる者ののみが騒ぐことである。第一方面隊長が、自分の見ているこの目の前で、大衆に向つて……。

〔発言する者多し〕

○護長(林謹治君) 風早君に御注意いたします。弁明の範囲を越えておると襲撃を敢へました。「警棒は立つていねらぶ。デモ隊に後頭部の負傷者が多かつたのは、逃げて行くところを、背後からねらひ打ちされた為だ。倒れて

いる者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

後からねらひ打ちされた為だ。倒れている者に対しては、腰部又は腹部をねらぶ。そこをなぐると動けなくなるといふことを、彼等は充分に知り、またその訓練を経てきたに違ひない」と、はつきり書いてある。この明々白々たる

君はMPに大発撃され、即死したと

報道されておる。また、日比谷で職安のおばさんが撃たれ、おまけにMPの自動車がそれをひき殺して走り去つたという記事もある。廣場で足を撃たれ、倒れているところを、さらに後頭部をピストルで撃たれ、殺されたといふ記事もある。さらに、これは一警官隊(一般市民も相当にその中に混つていた)に向つて、完全に武装した警官

たちは、目をおぼせるやうな彈丸を撃つて、必らずその頭部を立つて倒れていた。」(警棒は立つていた)に向つて、完全に武装した警官

たちは、目をおぼせるやうな彈丸を撃つて、必らずその頭部を立つて倒れていた。」(警棒は立つていた)に向つて、完全に武装した警官

たちは、目をおぼせるやうな弾丸を撃つて、必らずその頭部を立つて倒れていた。」(警棒は立つていた)に向つて、完全に武装した警官

報道されておる。また、日比谷で職安のおばさんが撃たれ、おまけにMPの自動車がそれをひき殺して走り去つたという記事もある。廣場で足を撃たれ、倒れているところを、さらに後頭部をピストルで撃たれ、殺されたといふ記事もある。さらに、これは一警官隊(一般市民も相当にその中に混つていた)に向つて、完全に武装した警官

たちは、目をおぼせるやうな弾丸を撃つて、必らずその頭部を立つて倒れていた。」(警棒は立つていた)に向つて、完全に武装した警官

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて議員林百郎君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

議員林百郎君を懲罰委員会に付するの動議(田淵光一君外一名提出)

議員林百郎君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

○議長(林謙治君) なお、田淵光一君外一名より、成規の賛成を得て、議員林百郎君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。佐々木盛雄君。

【佐々木盛雄君登壇】

○佐々木盛雄君 私は、自由党を代表いたしまして、共産党議員林百郎君に対する懲罰動議につき、提案者を代表いたしまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

ただいまの風早入十二君の弁明演説においても諸君が痛感されましたこと、最近共産党議員の院内における言動が著しき破壊的性質を露呈しておりますことは、憲法を破壊し、議会政治を蹂躪し、暴力革命を達成せんとする世界共産主義の鉄則より考えますならば、いまさら驚くに足らないところですが、(発言する者多し)しかるであります。(発言する者多し)しかし、国政の最高機関である国会におきまして、單にそれが共産党であるというだけの理由によつて、無責任なまわる言動をかりにもし放任いたしまするならば、国会の秩序と議院の品位はと

うてい保持し得ないのであります。(拍手)

去る七日、本議場において林百郎君

が行つた日華平和條約に対する反対討論は、もとより共産党を正式に代表するものであり、従つて共産党の本質を正式に表明するものであります。がゆ

えに、これに対する責任は、單に林君個人のみならず、日本共産党全体が共同連帶の責任を負うべきものであることはいふまでもないであります。がゆ

その内容は、法律を無視し、暴力によつて革命を実現せんとする意図を露骨に表明するものであります。(発言する者多し)われくは、今や共産党に對する合法性を認めるとは断じてできない段階に到達いたのであります。(拍手)この意味におきましてさきに來議院において圧倒的多数をもつて通過し、現に參議院において審議

された衆議院規則第二百四十五條は、「議院の秩序をなすにあらず又は議院の品位を傷つけ、その情状が特に重い者に対立し、共産党の存在そのものに対して政権の座に居すわらんとするなら

断固かつ峻厳なる歴史的適用が行われるべき」とを、国民諸君とともに心か

ら期待するものであります。(そうぞ)と呼び、その他發言する者多し、拍手)

林君の演説全文は、良心と良識ある議員いたしましては、とうしなし得ざるところであり、また、まったく聞こくに耐えざるところであります。そ

の演説内容については、全文そのもの

と言ずるのであります。(拍手)その詳細は流記録によつてこちらを願いたいと存じます。ただ、ここで一、二の

点のみを例示いたしまして、提案理由の説明にかねんとするものであります。

まず第一には、法務省は人民殺傷の總指揮官であるとか、吉田政府は

とか暴言するがときには、国会法第百十九條において嚴禁いたしております。

○議長(林謙治君) 林百郎君より一身の弁明のため發言を求められており

ます。これを許します。林百郎君。

【林百郎君登壇】

○林百郎君 去る七日の私の日華條約の反対討論で、私を懲罰にするそうであります。先ほどの風早君の例を見ましても、また私の例を見ましても、野党が反対討論に出で、時の政府の政策を批判することが一々懲罰になります。こんな国会はもう必要がな

いのであります。(發言する者多し、拍手)

次には、林君がその討論において、吉田政権が——國家の権力によつて政権の座に居すわらんとするなら

ば、日本人は

——と、不適当さを伴う暴力的、脅迫的言辭を弄しましたことは、もとより武力革命の基本方針に立つた共産党の本質に違なるものではありませんが、(發言する者多し)しかし、かくのこと

き憲法を破壊し、議会制度を否認せんとする暴力革命宣言を、院内において公然と行うに至つては、われくの絶対に許されないとところであります。

以上申し述べました理由により、共

藍党議員林百郎君を、憲法第五十八

條、国会法第百十六條及び第百十九

條、衆議院規則第二百三十八條及び二百四十五條の各條項に照し、ここに衆議院規則第二百三十五條の規定に

のつとり、懲罰に付すべしとの動議を提出する次第であります。何ぞ憲法

の説明にかねんとするものであります。

まず第一には、法務省は人民殺傷の總指揮官であるとか、吉田政府は

とか暴言するがときには、国会法第百

十九條において嚴禁いたしてお

ります。(拍手)

○議長(林謙治君) 林百郎君より一身の弁明のため發言を求められており

ます。これを許します。林百郎君。

【林百郎君登壇】

○林百郎君 去る七日の私の日華條約の反対討論で、私を懲罰にするそうであります。先ほどの風早君の例を見ましても、また私の例を見ましても、野

党が反対討論に出で、時の政府の政策を批判することが一々懲罰になります。

次には、林君がその討論において、吉田政権が——國家の権力によつて政権の座に居すわらんとするなら

ば、日本人は

——と、不適当さを伴う暴力的、脅

迫的言辭を弄しましたことは、もとより武力革命の基本方針に立つた共産党の本質に違なるものではありませんが、(發言する者多し)しかし、かくのこと

き憲法を破壊し、議会制度を否認せんとする暴力革命宣言を、院内において公然と行うに至つては、われくの絶対に許されないとところであります。

以上申し述べました理由により、共

議員林百郎君を懲罰委員会に付するの動議

いか。議員、そが国会を破壊しているじゃないか。諸君に一片の良心でもあるなら、もう少し考え直したらどうですか。

私が、日華條約をもつて、吉田政府

は——ということは、これは四億八千万の中国の人民がみなそら言つているの

だ。(拍手)だから、諸君は、この四億八千万の人民を敵にして、また日本を再び日本と中国との間の戦争に巻き込むようなことをたくらむから、あらゆる方法で諸君の反省を促すために、中

國四億八千万の人民にかわって諸君に言つただけなんだ。だから、諸君が私を懲罰にするということは、一・共産党議員の私を懲罰にするだけではないの

だ。中國四億八千万の人民に対しても、中

國の人民がおつこちて来るのを静かに待つてから、それでいいのだ。(發言する者多し)

諸君、一片の良心があるならば——

いいか。吉田・岡崎外交がいかに

マーフィーに対する茶坊主外交かといふことは、きのうの外務・水産の連合

速記録を読んで見たまえ。諸君は、民

主主義だと、共産党は民主主義を破壊する、議会制度を破壊すると言つけるのですから、別のことわらぬよ

うに願います。

○林百郎君(続) 私は、吉田外交が帝

とが正当だということを根拠にして、
るわけなんだ。きのうの外務・水産連
合委員会で、君たちの先輩が何と言つ
ているんだ。(発言する者多し)いか
れ、米加日の三国漁業條約に対し、
自由党の長老植原悦二郎氏は、こうし
た不平等條約が結ばれたのは腰抜け外
交の結果であると言つているじゃない
か。馬丁外交と云ふが違うのだ。米加
漁業は……。(発言する者多し)よく聞
きたまえ、米加の漁業は單なる一事業
であるが、日本の漁業は、国民生活に
とつて死活の重要性を持つてゐる。
○謹長(林謹治君) 林君に注意いたし
ます。一身上の弁明として発言を許可
したのでありますから、討論にわたら
ぬよう願ひます。

（あり）何を言つてゐるか。
また、この岡崎氏については、これまでのことを言つてゐる。彼は、どんな政権ができても、自分は大臣のいすを離れたくないからということで、シーボルドに對する崎の買弁ぶり、シーボルドに對する茶坊主、さらには、さしがの吉田側近の白洲すら罵倒したといわれている。なんじやないか。諸君、どうなんだ。
んなことは、諸君の内部の方がよく知つてゐるんじやないか。それで、自分が点数をかせいだシーボルドを駐日大使にしようとしたところが、これが成功しなかつた。（何を言つてゐるか）
呼び、その他発言する者あり）そこで、今度はこの反撃に、白洲が駐米大使になろうとしたときに、あらかじめシーボルドに連絡をして、正式な申出もないのに、アグレマンの拒否を受けてしまつた。この白洲の駐米大使問題について、シーボルドと一緒にになつて妨害したといふことは、これは諸君の輿党的内部ですから、この茶坊主ぶりは、どん／＼非難が高まつてゐるじゃないか。（拍手）

いるじやないか。これに対し、われがいかなる批判をしようと、いかなる攻撃をしようとも、野党の立場としては当然じやないか。このことは、われわれより、むしろ諸君の方がよく知つてゐるはずじやないか。

その次に重要な問題は……。(「何が重要だ」と呼び、その他発言する者多し) その次に重要な問題は、きのうソ連の代表部から、ソ連の代表部の存在理由がないという日本政府の通告に対する、そんなことはお前たちの言うとではないんだといつて、しつべ返りをして、そんなことを食わされておるじやないか。これより吉田・岡崎外交の大失敗だ。スエーデンなどを頼んで——スエーデンに頼んで、ソ連に外交関係を結ぼうとしたのが断られている。本来ならば、対日理事会の問題は、アメリカが先頭に立て解決すべき問題を、日本政府が火心中のくりを拾つて、こんな問題を片づけるようなはめに陥れられて、そうしてソ連に通告したところが、ソ連からソ連に通告したところが、ソ連から君、どこにあるか。日本人であるならば……。(発言する者あり)日本人であるならば、スエーデンに断られたり、ソイスに断られそうになつたり、まゝ自分を通告してソ連から断られたり、こんな醜態外交を、日本人であるならば、だれが許すことができるのだ。

○林百郎君(続) 日本人の血が、いかなることを言つても、この岡崎外交を攻撃するのはあたりまえじやないか、諸君。その私を懲罰にするような諸君は、すでに諸君自身が日本人としての良心の一粒がないことを示しているください。(拍手)

しかも、もつと重要なことは……。

(発言する者あり) しかも、もつと重要なことは、昨日、国連軍の總司令官のクラーク大将が、朝鮮の問題が平和的に解決しない場合は、中国本土を……

○謹長(林謹治君) 林君は先日の発言につき弁明のため発言を求められてるのですから、別のこととにわざらないように、重ねてお願いします。

○林百郎君(続) 中田本土を爆撃するることは、日本の基地から国連軍の飛行機が飛び立つて、中国本土を全面的に爆撃することだ、諸君。逆に日本本邦の基地が爆撃される可能性のある危険性があるということは明かではないか、君。このようなとりきめをする吉田、岡崎外交は、明らかにアメリカのために日本を戦場にし、国を戦場にし、日本人を肉弾として一メリカに提供することになるじやないか、諸君。日本の國が戦争か平和か……。(発言する者多し) 日本の國

する者多し)日本が戦争か平和かといふ場合に、いかに攻撃しても——吉田内閣をあらゆる方法で攻撃しても、日本の平和を守り、日本の民族の独立を守ることは、国民の代表としての国会議員の当然の責務なんだ。平和を守るために、戦争を防ぐためには……。(発言する者あり)平和を守り、戦争を防ぐためには、いかなる言葉を使つても……。(発言する者あり)いかなる言葉を使つても、それはあたりまえなんだよ。(発言する者多し)もし、諸君、諸君は一片の良心があるならば、私を懲罰する前に、日本の駐留する全アメリカ軍隊の撤退をアメリカに要求したらいいじゃないか。(一身上の弁明じやない)と呼び、その他発言する者多し)

また、行政協定についてもそうあります。諸君、明治のわれくの先輩が、横浜の港のほんの一部に外人居留地があつて、こゝへ裁判の管轄権が及ばないということに対して、われくの明治の先輩は……。(除名だ)と呼び、その他発言する者多し)三十年間血を流して、この屈辱的條約を撤廃するため翻つて來たじやないか。(と呼ぶが、諸君、岡崎外務大臣は、日本の全國土に……(何を言つてゐるのだ)と呼び、その他発言する者多し)全国士に、アメリカ人であるならば日本の裁判権は全然及ばないというようなわれくの明治の先輩にまつたく顔向

理解と温情をもつて関係各国との折衝に十分なる熱意を示し、すみやかに国民大多数の要望にこたえられんことを切に希望する次第であります。(拍手)

○議長(林謙治君) 討論の通告があります。順次これを許します。高田富之君。

【高田富之君登壇】

○高田富之君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となりました戦争犯罪者の釈放等に関する決議案に対しまして反対の意を表明せんとするものであります。(発言する者あり)

【議長退席、副議長着席】

その理由を一言で盡しますれば、この決議案は、わが国民のたれしも持つておる、あたたかい人道主義的な精神に対する同情心を喚起し、かくすることによつて、戦犯者に対する同情心を喚起し、かくすることによつて、過去においてわが国がアジア諸国人民に対して犯した重大なる犯罪に対する真剣な反省心を鈍らせ、また今日すでに再起復活しつつある軍国主義的、專制主義的支配者に対する憎悪心を麻痺せしめんとするものにはなりません。諸君、われくが、かつて七年前の敗戦のその日、ボツダム宣言を受諾することによつて全世界にかたく誓つたことは、わが国家と国民をしてこの重大なる過誤を犯さしめたところの日本軍國主義者の勢力及び権力

を永久に撲滅して、平和と民主主義に徹した新日本を再建することでありました。これこそ、アジア諸国人民に

がなう、ただ一つの道であります。

しかるに、諸君、今わが国が歩みつかる道は、またしてもアジア諸国人を敵として再軍備を急ぎ、アメリカ

侵略軍に協力して、現に朝鮮同胞の殺戮に重大な役割を演じておるではないか。単独講和、日米安全保障條約は、中国及びソ連盟に対する新たな宣戰布告であります。かかる破滅なる背

信行為を重ねることによつて、アジア諸国の人々の不安と猜疑心をますます深め、今やわが国はアジアから完全に孤立する道を進んでおります。諸君、一方でこのよらな誤つた道を歩みながら、戦犯者の釈放だけを、人道的見地をたてにとつて要請するがこときことが、はたして許さるべきかないなかは、わなければなりません。(拍手)

次に、私はこのよらな決議案の提

出者が諸君の思想の中には見のがしがた

い問題があると考えるので、その二、三の点を指摘しておきたいと思う。

その第一は、罪は全國民にあつて、

正義のさばきとしてこれを甘受す

る。それゆえ、連合国による戦犯裁判

は、正義のさばきとしてこれを甘受す

べきものであり、これに難くをつけ

がことき者は、みずから再び同じ犯

罪を繰返さんとするものであります。

(拍手)

申すまでもなく、平和條約第十一條

は、「日本国は、極東國際軍事裁判所並

びに日本国内及び国外の他の連合戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本

忠実にしてかつ好戦的な日本の再建工

作に熱中しているのである。日本の反

動どもは、またこのアメリカの意圖に

正義の大理想は、殘念ながら、アメリカを先頭とする帝国主義者どもによつたのであります。ここに今日世界人

類の不安と不幸の根源がある。彼らは、日独両国を占領した瞬間からボッダム宣言を踏みにじつて、両国の永久占領を企て、これを新戦争の足場にかえて

きたのである。そのため、わが国はま

つたくアメリカの軍事的植民地とな

り、あるいは買弁賄賂、密密警察は復活し、再軍備は進められ、戦犯はかつて

に釈放され、追放も解除されて、國家の権要な機関に復帰しているのである。

また、

のであります。一九五〇年、ソ

同盟が、旧開東軍細菌戰犯として、

天皇を初め、石井元中將らの引渡しを要

求したが、アメリカの拒否するところ

となつておる。しかし、本決議案は、今日のわ

が國にとって、まさに百害あって一利

あるきものであり、わが党の断じて贊同

をし得ないところであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 中村又一君。

米軍の朝鮮における残酷きわまる細菌

戦に、かつてソ連盟によって摘発され

た戦犯石井らが協力していることが明

らかにされているではありませんか。

(拍手)

〔中村又一君登壇〕

今日では、アメリカ帝國主義者は、

極東裁判は行き過ぎであつたとして、

逆に戦犯を日本の重要な地位に復帰させることにより、最もアメリカに

忠実にしてかつ好戦的な日本の再建工

作に熱中しているのである。日本の反

動どもは、またこのアメリカの意圖に

完全に便乗して、その野望をたくましくしておるのであります。これこそ、今日かかる決議案を、国会にまで、お

くらんもなく提出せしめるに至つた政治的、社会的背景であります。(拍手)

諸君、われくはアジアに敵対する

一切の戦争準備と再軍備に反対し、米

軍の撤退を要求しなければなりません。

が、第二次大戦後、わが民族に課せら

れている唯一最高の責務であります。

かくてこそ、初めてソ連両国を含む全

アジア、全世界人民の心からなる支

援的力をかち得て、戦犯の問題のこと

をし得ないところであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 中村又一君。

申すまでもなく、平和條約第十一條

は、「日本国は、極東國際軍事裁判所並

びに日本国内及び国外の他の連合戦

争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本

の法廷が課した刑を執行するものとす

官報(号外)

る」と規定しております。これを正確に文言に即して理解いたしますならば、わが日本国が刑を執行するものとせられているものは、平和條約制定の際、現にわが国内において拘禁されてゐる日本国民に限ることとなると申さなければならぬのであります。しかるに、なおオーストラリアのマス島や、フィリピンのソントインルバ刑務所には数百の戦犯が収容されているのでありますするが、政府はこの事実を何と見ておられるのでありますようか。

私は、この平和條約第十一條の明文に照しまして、これらの外地に放置せられてゐる戦犯者の收容拘禁の事実に思ひを及ぼしましたときにおいて、かかる外地の拘禁者に対しては、平和條約第一條の規定は、まつたくこの平和條約の対象外としているのかどうかを深く疑わねばならぬのであります。もとより、日本國で拘禁されている日本国民、すなわち東洋刑務所における戦犯者につきましては、平和條約第十一條におきまして「これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑罰した一又は二以上の政府の決定及び日本國の勅告に基く場合の外、行使することができない」と規定せられ、さらに「極東國際軍事裁判所が刑を宣判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本國の勅告に基く場合の

外行使することができない」と定めているのであります。この赦免、減刑ないし假出獄の権限は、国外に拘禁中の者に対しましても同様に行使されるべきものであることは、われ〜の最優先のものであると断言せざるを得ないのであります。(拍手)も関心深く要望してやまないところであります。しかしして、今日東洋刑務所に収容されている人々の罪状とせられたところは、あるいは平和に対する罪であり、あるいは人道に対する罪とせられるところのものであります。いずれも極東國際軍事裁判所條例の定めるところであつたのであります。しかるに、今や極東國際軍事裁判所は解散して存在せず、いわんや平和條約はすでにその効力を発生してゐるのでありますから、列國も犯罪に対する恩赦の歴史と実例を有する關係もあり、國內犯に対しましては、過般実施された大懲罰の精神は、ここにもそのまま働かざるべきものであることは当然なりと確信するところであります。

(拍手)

ささらに一言いたしまするならば、戦犯者に対する裁判は、国内犯の場合と異なつて、いわゆる控訴、上告等の審級制度による利益もまつたく受けておらず、一審即判決確定となつて服役したるものであつて、氣の毒の至りでござります。しかも、裁判官は戦争に勝てる國がこれに当り、敗戦者が戦敗者をさばき去つたのでありますから、時日の経過とともにその裁判は再検討せら

れ、その刑の執行につきましては、これが帰國の日を待ちわびております。かかる非道的な抑留国に対しまして、抑留者の帰國を促進せしめるわれ〜の変化とともに適切とするに至るべきことは、この種國際裁判の特性であると断言せざるを得ないのであります。(拍手)

私は、六年十箇月前、日本の占領及び管理が開始されましてから、日本の軍備の廃止、軍需品生産の禁止、公職の追放、反民主主義団体の解散、戦争犯の処罰など、次々に行われたのを思ひまして、今日は諸國との間に手を結んで、今日は諸國との間に手を結んで、私は、本決議案に対する賛成演説を通じて、戦犯者の国内、国外にあるとを問はず、一日も早くわれ〜とともに平和独立の喜びをわかつ、相携えて世界人類の幸福のために協力し得る日の来らんことを急願いたし、広く内外の良識に訴える次第であります。かかれまして、一日も早くこの戦犯者たちの解放が実現することを期待いたしまして、本決議案に賛成するものであります。(拍手)

政治が、これが解決に十分なる働きをなさなければならないことを提唱せざるを得ないのあります。政府は、勅告書を極東委員会の構成国でありまするの司法権の行使とはおのずから別個の行政的考慮に出た措置であることを指摘いたしまして、われ〜の政治家の良識に訴える次第であります。かかれまして、一日も早くこの戦犯者たちの解放が実現することを期待いたしまして、本決議案に賛成するものであります。(拍手)

○提議長(岩本信行君)、提ツルヨ君。

[提ツルヨ君登壇]

○提ツルヨ君 私は、ただいま上程に地三百十七名、合計一千二百四十二名でございまして、この中に韓国人、台灣人が九十六名あるのでござります。この方々は、B、C級が、先ほど申しましたように庄倒的であります。皆さ

いましたと申します。この方々は、B、C級が、先ほど申しましたように庄倒的であります。皆さ

いたしまして、簡單に賛成の意を表しましたと申します。(拍手)ただいま益谷謙負が提案者として御説明になりました。また改進党の中村謙負がる御説明になりましたと存じます。この方々は、B、C級が、先ほど申しましたように庄倒的であります。皆さ

して、その国策遂行に協力し、計画したところの當時の政治家が追放を解除され、再びはなくしく政界にデヴューしようとしておるのであります。こ

の計画のもとに動いた人々が、これに反して服役しなければならないとは、何たるお氣の毒な状態でございましたよ。これは、まさに國會にある者が責任を感じなければならないと存じます。

私は、この決議案に、むしろ即時解放をつけていただきたいものでござります。(拍手)委員会における政府の答弁は、これらの戦犯を裁判いたしましたところの米国、英國、蘭印、仏印などの諸外国に対しまして、書類をつくつて、公式に交渉段階にあると答えておるのであります。それにつけましては、政府の事務停滯が、この答弁の片々にうかがわれるのでありまして、私は、この本会議場を通して、特に外務大臣、法務総裁に、すみやかな事務の処理を要望いたしておきたいと存ずる次第でございます。(拍手)

我が党の婦人議員は、五名そろつて、数日前に、莫鶴の九百三十名の戦犯の方々をおたずねいたしました。長きにわたりては十数年、最も短かく五、六年、これらの人々は、家族の顔を見ることもなく、太陽を恋い、ふるさとを恋い、肉親を思つて、悶々やるさなく、希望なき日を送つておるのでござります。ここで参考のために、私の手元にはるか海を越えて送られて参りましたところの、比島モントン

べに服役する死刑並びに有無期刑百九名よりの切々血を吐く」とき喫願書を読んで、議場を通じて、議員諸公並びに國民の、この方々に対する同情の輿論を醸起いたしたいと存するのでござります。

「当所においては、四月二十八日午前十時半、虞囚一同、小暗き刑房の廊下に相つどい、ささやかなる式を催し、終戦後初めての君が代を感激の涙にぬれて合唱いたしました。終戦以来七年の今日、奇蹟的に生命を全うし得まして、この講和発効の喜びを迎へるところであります。従つて、この講和條約が、單に歴史の一事實としてのみならず、國民一同の永久平和の実行宣言となることを念じてやみません。

この喜びの日にあたりまして、一般犯罪者は數十万人も恩赦に浴します由、しかし戦争犠牲者として当地に今なお抑留されています人々は、今日あるを

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

成立いたしました決議に対して、政府の所信を披瀝いたしたいと存じます。

○副議長(岩本信行君)「副議長岩本信行君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君)「副議長岩本信行君登壇」

決議いたしました。本案は可決いたしました。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

この際木村法務総裁から發言を求められております。これを許します。法務總裁木村篤太郎君。

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案は可決いたしました。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君)「副議長岩本信行君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君)「副議長岩本信行君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君)「副議長岩本信行君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立求めます。

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君)「副議長岩本信行君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立求めます。

○國務大臣(木村篤太郎君登壇)「國務大臣木村篤太郎君登壇」

決議いたしました。本案に賛成の諸君の起立求めます。

官報(号外)

に勧告を行いまして、この不幸な事態を一日も早く解消させまして、本日の御決議に対しておこたえ申し上げる次第でございます。(拍手)

農業共済基金法案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 参議院から、内閣提出、農業共済基金法案及び道路

交通取締法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して、右回付案を逐次議題とする御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業共済基金法案の参議院回付案を議題といたします。

農業共済基金法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年六月九日

參議院議長 佐藤 尚武

(小字及び一は參議院修正)

農業共済基金法案の一部を次のよう

に修正する。

(出資)

第十五條 会員が出資すべき金額

は、合計十五億円とし、その会員別の配分は、定款で定める。

2 前項の規定による出資金の配分は、第一号に掲げる金額の会員相互通の割合を基準としてしなければならない。但し、出資金の一部

は、第二号に掲げる金額の会員相互通の割合を基準として配分し、又は各会員に平等に配分することができる。

一 会員ごとに、農作物共済及び畜産共済について、共済目的の種類別に、それぞれによって算出された金額と、死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に、それぞれによって算出した金額と合計した金額

のうち省令で定める一定期間に

き、その期間内の各事業年度の被害率のうち昭和二十七事

業年度に適用すべき通常共済掛金標準率をこえる部分を計算し、これを合計した率を、

省令で定めるところにより算出される推定總保險金額を合計した金額

3 会員は、定款の定めるところにより五年以内に出資の拂込をしなければならない。

4 前項の規定による〇第一回の拂込は、〇拂込は分割の方法によつてするものとし、〇拂込金の總額は、一億円を下

げない範囲内においてするものとする。

5 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて基金に對抗することができない。

6 会員の責任は、その出資額を限度とする。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

參議院議長 林謙治郎
(小字及び一は參議院修正)

農業共済基金法案の一部を次の

に修正する。

(出資)

き、その期間内の各事業年度の被害率のうち、省令の定めることにより、昭和二十七

事業年度に適用すべき地域別

の共済掛金標準率に基いて算出された率をこえる部分を計算し、これを合計した率を省令

で定めることにより算出さ

れる推定總保險金額に乗じて得た金額。

二 会員ごとに、農作物共済、畜

産共済及び死亡廃用共済のうち

省令で定める家畜に係るものに

ついて共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出され

る推定總保險金額を合計した金額

3 会員は、定款の定めるところにより五年以内に出資の拂込をしなければならない。

4 前項の規定による〇第一回の拂込は、〇拂込は分割の方法によつてするものとし、〇拂込金の總額は、一億円を下

げない範囲内においてするものとする。

5 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて基金に對抗することができない。

6 会員の責任は、その出資額を限

度とする。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

參議院議長 林謙治郎
(小字及び一は參議院修正)

農業共済基金法案の一部を次の

に修正する。

○副議長(岩本信行君) 次に道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 取締法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○副議長(岩本信行君) 参議院の修正に同意するに決しました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

うに、本院の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 賛成者起立

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

うに、本院の参議院の修正に同意するに決しました。

○副議長(岩本信行君) 第五回国会議員の選挙等の執行規則の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 第五回国会議員の選挙等の執行規則の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 第二十六條の三の次に次の一條を

道路交通事故取締法の一部を改正する法律案の一部を次のよう

修正する。

第二十六條の三の次に次の一條を

道路交通事故取締法の一部を改正する法律案の一部を次のよう

修正する。

○副議長(岩本信行君) 第二十六條の四 第九條及び第九條の二の規定により、都道府県公安委員会の行う運転免許及び運転許可に関する事務に要する経費は、当該都道府県の負担とする。

「運賃、五千円以下の罰金又は科料」に改まる。

項若しくは第七項の下に「(第九條の二)第四項において準用する場合を含む。」第九條の二第三項を加え、同條第二号中「第十四條第一項乃至第三項」を「第十四條第一項」に改める。

第四項に改める。

国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次
のように改正する。

同條第二項の表を次のように改める。

官報(号外)

13

昭和二十七年六月十二日 衆議院会議録第五十三号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第五條第一項の表を次のように改める。

開票の選挙人數 区市町村	区	市	町	村
	一千人未満	四、八八二円	四、五五二円	三、五二一円
二千人未満	二千人未満	五、七一八円	五、三〇六円	三、九五八円
	二千人未満	七、八四二円	七、一二四円	五、二〇二円
三千人未満	三千人未満	一〇、三五四円	九、五三二円	七、〇三三円
	三千人未満	一七、四〇一円	一五、九三四円	九、一四三円
五千人未満	五千人未満	一万五千人未満上	一万五千人未満上	一万五千人未満上
	五千人未満	二〇、五四〇円	一八、八四〇円	一三、九二九円
万人未満	万人未満	二三、六三八円	二一、六五二円	一五、九四七円
	万人未満	三〇、〇〇二円	二七、四六八円	二〇、三八二円
二万人以上	二万人以上	三万人以上	三万人以上	三万人以上
	二万人以上	四、三七四円	三、八一六円	二、一二四六円
三万人以上	三万人以上	一、九一六円	一、一二三九円	一、四一六円
	三万人以上	四、三七四円	三、八一六円	二、一二四六円
三千人未満	三千人未満	二、九一六円	二、五五四四円	一、四一六円
	三千人未満	一、九三〇円	一、一一一〇円	一、一二三〇円
二千人未満	二千人未満	一、九一六円	一、一二三九円	一、四一六円
	二千人未満	四、三七四円	三、八一六円	二、一二四六円
一千人未満	一千人未満	二、九一六円	二、五三四〇円	二、九一六円
	一千人未満	一、九三〇円	一、一二一〇円	一、一二三〇円
五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満
	五百人未満	四、三七四円	三、八一六円	二、一二四六円

同條第二項の表を次のように改める。

開票の選挙人數 区市町村	区	市	町	村
	一千人未満	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
二千人未満	二千人未満	二九二円	二九六円	二九〇円
	二千人未満	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
三千人未満	三千人未満	五九〇円	五九〇円	五九〇円
	三千人未満	五七〇円	五七〇円	五七〇円
五千人未満	五千人未満	五五〇円	五五〇円	五五〇円
	五千人未満	五三〇円	五三〇円	五三〇円
万人未満	万人未満	五二〇円	五二〇円	五二〇円
	万人未満	五一〇円	五一〇円	五一〇円
二万人未満	二万人未満	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円
	二万人未満	四九〇円	四九〇円	四九〇円
三万人未満	三万人未満	四八〇円	四八〇円	四八〇円
	三万人未満	四七〇円	四七〇円	四七〇円
四万人未満	四万人未満	四六〇円	四六〇円	四六〇円
	四万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
五万人未満	五万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	五万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
六万人未満	六万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	六万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
七万人未満	七万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	七万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
八万人未満	八万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	八万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
九万人未満	九万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	九万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
十万人未満	十万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	十万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
二十万人未満	二十万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	二十万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
三十万人未満	三十万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円
	三十万人未満	四五〇円	四五〇円	四五〇円

同條第三項の表を次のように改める。

開票の選挙区 区市町村	区	市	町	村
	三千人未満	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
二万五千人未満	二万五千人未満	(土曜日を含むもの)又は休日	(土曜日を含むもの)又は休日	(土曜日を含むもの)又は休日
	二万五千人未満	二九八円	二九〇円	二九〇円
三万五千人未満	三万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	三万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
四万五千人未満	四万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	四万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
五万五千人未満	五万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	五万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
六万五千人未満	六万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	六万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
七万五千人未満	七万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	七万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
八万五千人未満	八万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	八万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
九万五千人未満	九万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	九万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
十万五千人未満	十万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	十万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
二十万五千人未満	二十万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	二十万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
三十万五千人未満	三十万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円
	三十万五千人未満	二九〇円	二九〇円	二九〇円

同條第三項の表を次のように改める。

二万五千人未満

三万三千人未満

三万三千人未満

四万五千人未満

四万五千人未満

四万五千人未満

五万五千人未満

五万五千人未満

五万五千人未満

六万五千人未満

六万五千人未満

六万五千人未満

七万五千人未満

七万五千人未満

七万五千人未満

八万五千人未満

八万五千人未満

八万五千人未満

九万五千人未満

九万五千人未満

九万五千人未満

十万五千人未満

十万五千人未満

十万五千人未満

二十万五千人未満

二十万五千人未満

二十万五千人未満

三十万五千人未満

三十万五千人未満

三十万五千人未満

四十万五千人未満

四十万五千人未満

四十万五千人未満

五十万五千人未満

五十万五千人未満

五十万五千人未満

六十万五千人未満

六十万五千人未満

六十万五千人未満

七十万五千人未満

七十万五千人未満

七十万五千人未満

八十万五千人未満

八十万五千人未満

八十万五千人未満

九十万五千人未満

九十万五千人未満

九十万五千人未満

一百万五千人未満

一百万五千人未満

一百万五千人未満

二百万五千人未満

二百万五千人未満

二百万五千人未満

三百万五千人未満

三百万五千人未満

三百万五千人未満

四百万五千人未満

四百万五千人未満

四百万五千人未満

五百万五千人未満

五百万五千人未満

五百万五千人未満

六百万五千人未満

六百万五千人未満

六百万五千人未満

七百万五千人未満

七百万五千人未満

七百万五千人未満

八百万五千人未満

八百万五千人未満

八百万五千人未満

九百万五千人未満

九百万五千人未満

九百万五千人未満

一千万五千人未満

一千万五千人未満

一千万五千人未満

昭和二十七年六月十二日 民議院会議録第五十三号 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同條第四項の表を次のように改める。

六百円」を「一万八千三百七十五円」に改める。
第七條第一項の表を次のように改める。

選舉人數 開票日 区市町村	区	市	町	村	日曜日又は休日	日曜日又は休日	日曜日又は休日
					一千人未満	一千人未満	一千人未満
一万五千人以上 一万五千人未満上	二、六五二	一、九二〇	一、九二〇	一、九二七	二、二一〇円	二、二一〇円	二、二一〇円
五千人以上 五千人未満上	三、九七八	三、四五六	一、九三二	一、九三二	二、六五二	二、六五二	二、六五二
三千人以上 三千人未満上	四、八六二	四、二二四	二、四一五	二、四一五	三、九七八	三、九七八	三、九七八
一千人以上 一千人未満上	六、一八八	五、三七六	三、〇五九	三、〇五九	四、八六二	四、八六二	四、八六二
五百人以上 五百人未満上	八、一七七	七、一〇四	四、〇一五	四、〇一五	六、一八八	六、一八八	六、一八八
二万人以上 二万人未満上	八、八四〇	七、六八〇	四、三四七	四、三四七	八、一七七	八、一七七	八、一七七
三万人以上	一〇、一六六	八、八三二	四、九九一	四、九九一	六、一八八	六、一八八	六、一八八
三万人以上	一〇、三六八	五、七九六	一、九三四	一、九三四	一〇、三六八	一〇、三六八	一〇、三六八

同條第六項中「六百六十六円」を「七百二十円」に改める。

第六條第一項中「十一万二千八百円」を「十二万四千五百二十八円」に改め、同條第二項中「四十

二万八千四百四十六円」を「五十二万二千三百六円」に改める。

同條第三項の表を次のように改める。

候補者數 選舉會 又は選舉分會	選舉會 又は選舉分會 が開かれる地	区	市	町	村	選舉								參議院全國選出議員選舉	
						都道府 県の世帯數 は候補者數	地域又 は候補者數	都道府 県の世帯數 は候補者數	都道府 県の世帯數 は候補者數	都道府 県の世帯數 は候補者數	都道府 県の世帯數 は候補者數	都道府 県の世帯數 は候補者數	都道府 県の世帯數 は候補者數		
一百人未満上	二七、一九五	一一、一三五	一〇、五七八	一、九三四	一、九三四	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	百七十人未満上	參議院全國選出議員選舉
二百人未満上	二八八	一三三、七〇六	一〇、五七八	一、九三四	一、九三四	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	二百五十人未満上	參議院全國選出議員選舉
三百人未満上	二九九	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	三百人未満上	參議院全國選出議員選舉
四百人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	四百人未満上	參議院全國選出議員選舉
五百人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	參議院全國選出議員選舉
六百人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	六百人未満上	參議院全國選出議員選舉
七百人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	七百人未満上	參議院全國選出議員選舉
八百人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	八百人未満上	參議院全國選出議員選舉
九百人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	九百人未満上	參議院全國選出議員選舉
一千人未満上	三一六	一一一、一九五	一一、一三五	一、九三四	一、九三四	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	一千人未満上	參議院全國選出議員選舉

第八條の表を次のように改める。

參議院議員選舉又は參議院地方選出議員選舉

參議院全國選出議員選舉

同條第四項中「四級地にあつては「一万二千六百円」の下に、「五級地にあつては「二万一千円」を加え、「六千三百円」を「一万五百円」に、「七千八百七十五円」を「一万三千百二十五円」に、「九千四百五十円」を「一万五千七百五十円」に、「一万一千二十五円」を「一万七千六十五円」に、「一万二千五百人未満上」を「一万五千人未満上」に改める。

三百五十人以上	三百五十人未満上	三百五十人未満	二百五十人未満上	二百五十人未満
				一〇四
				一一〇
				一三六
				一五二

第九條第一項の表を次のように改める。

演説会の場設の坪数	開催の時		区市町村
	晝間	夜間	
五十坪未満	四九〇円	九五四円	市
五十坪未満	四九〇円	九六三円	町
五十坪未満	四九〇円	一〇〇一円	村
百五十坪未満	四九〇円	四七〇円	市
百五十坪未満	四九〇円	八九〇円	町
百五十坪未満	四九〇円	九二九円	村
百五十坪以上	四九〇円	一〇〇八円	市
百五十坪以上	四九〇円	四七〇円	町
百五十坪以上	四九〇円	一〇〇八円	村

同條第一項中「二百四十四円」を「四百十四円」に、「一百十六円」を「三百六十一円」に、「百二十円」を「三百二円」に改める。

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、

同條第七項中「四級地にあつては百四十四円」の下に「五級地にあつては二百四十円」を加え、「七十二円」と「百二十円」に、「九十円」を「百五十円」に、「百八円」を「百八十円」に、「百二十六円」を「百九十五円」に、「百四十四円」を「二百十円」に改め、同項を同條第六項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 演説会が土曜日の午後（土曜日の晝間で午後零時三十分以降をいうものとする。以下同じ。）又は日曜日若しくは休日の晝間に行われる場合の基本額は、夜間の基本額によるものとする。

第十九條第一項の表を次のように改める。

選挙人の数	施設の開催の時		区市町村
	晝間	夜間	
五万人未満	一、二九五円	二、五七五円	市
五万人未満	一、二九五円	二、五七五円	町
五万人未満	一、二九五円	二、五七五円	村
十五万人未満	一、三〇六円	二、五九〇円	市
十五万人未満	一、三〇六円	二、五九〇円	町
十五万人未満	一、三〇六円	二、五九〇円	村
三十万人未満	一、三一五円	二、六〇一円	市
三十万人未満	一、三一五円	二、六〇一円	町
三十万人未満	一、三一五円	二、六〇一円	村
五十万人未満	一、三二四円	二、六一九円	市
五十万人未満	一、三二四円	二、六一九円	町
五十万人未満	一、三二四円	二、六一九円	村
一百五十万人未満	一、三三三円	二、六三八円	市
一百五十万人未満	一、三三三円	二、六三八円	町
一百五十万人未満	一、三三三円	二、六三八円	村
五百万人未満	一、三四二円	二、六五七円	市
五百万人未満	一、三四二円	二、六五七円	町
五百万人未満	一、三四二円	二、六五七円	村
一千五百万人未満	一、三五〇円	二、六七六円	市
一千五百万人未満	一、三五〇円	二、六七六円	町
一千五百万人未満	一、三五〇円	二、六七六円	村
五百万人以上	一、三五九円	二、六九五円	市
五百万人以上	一、三五九円	二、六九五円	町
五百万人以上	一、三五九円	二、六九五円	村

2 同條第二項を次のように改める。
立会演説会が勤務地手当を支給する地域において行われる場合においては、区にあつては平百三円、市にあつては九百六十二円、町村にあつては八百六円に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。但し、平日の晝間（土曜日の午後を除く。）に行われる場合においては、この限りでない。

同條第三項中「第七項」を「第六項」に改める。
第十二條中「四百円」を「七百円」に、「一千二百円」を「二千円」に、「八千円」を「一万三千三百円」に改める。

第十三條第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県
二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市
四 区

金額	選挙人の数
三五〇六、七三三、一〇五、四三三円	五万人未満
三五〇六、七三三、一〇五、四三三円	十五万人未満
三五〇六、七三三、一〇五、四三三円	三十万人未満
三五〇六、七三三、一〇五、四三三円	五百万人未満
三五〇六、七三三、一〇五、四三三円	一千五百万人未満

二三九、五七四円
七六八、六一四円

五市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上
額	一五、六七円	二三〇、六三円
金	三五、九三円	五五、六六円
選挙人の数	一千人未満	五千人以上
額	满、二千人未満	十万人未満
金	三、七五円	十五、四六円

同條第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五百万人未満以上百万人未満	五百万人以上
額	五百、二千人未満	十万人未満
金	一五、二五円	十五、五万人未満
選挙人の数	五百万人以上百五十万人未満	十万人以上
額	五百、三千人未満	十五、五万人以上
金	一五、三三円	十五、五万人未満
選挙人の数	五百五十万人未満以上二百五十万人未満	二十万人以上
額	五百、四千人未満	二十万人未満
金	一五、四二円	二十万人未満
選挙人の数	五百五十万人以上二百五十万人未満	二十万人以上
額	五百、五千人未満	二十万人未満
金	一五、五二円	二十万人未満
選挙人の数	五百五十万人以上三百万人未満	二十万人以上
額	五百、六千人未満	二十万人未満
金	一五、六三円	二十万人未満

二 都道府県の支所又は地方事務所

三 大都市

四 区

五 市

六 町村

一 都道府県

6 同條第三項第一号から第六号までを次のように改める。

選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、前各項の規定によつて計算した経費の基

表を次のように改める。

地城	都道府県	六 町村		五 市		四 区		三 大都市		二 都道府県の支所又は地方事務所		一 都道府県	
		都道府県の支所又は市區町村	方事務所又は市區町村	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
一級地	一級地	一千人未満	一千人未満	三千人未満	三千人未満	五千人未満	五千人未満	一万五千人未満	一万五千人未満	二万五千人未満	二万五千人未満	三万五千人未満	三万五千人未満
二級地	二級地	一千人未満	一千人未満	三千人未満	三千人未満	五千人未満	五千人未満	一万五千人未満	一万五千人未満	二万五千人未満	二万五千人未満	三万五千人未満	三万五千人未満
三級地	三級地	一千人未満	一千人未満	三千人未満	三千人未満	五千人未満	五千人未満	一万五千人未満	一万五千人未満	二万五千人未満	二万五千人未満	三万五千人未満	三万五千人未満
四级地	四级地	一千人未満	一千人未満	三千人未満	三千人未満	五千人未満	五千人未満	一万五千人未満	一万五千人未満	二万五千人未満	二万五千人未満	三万五千人未満	三万五千人未満
五級地	五級地	一千人未満	一千人未満	三千人未満	三千人未満	五千人未満	五千人未満	一万五千人未満	一万五千人未満	二万五千人未満	二万五千人未満	三万五千人未満	三万五千人未満

選挙人の数	五百万人未満以上百万人未満	五百万人以上
額	五百、四〇円	七、七〇〇円
金	一五、四〇円	二四、二五五円
選挙人の数	五百万人未満以上百五十万人未満	五百万人以上
額	五百、五〇円	六、六一五円
金	一五、五〇円	二四、二五五円
選挙人の数	五百五十万人未満以上二百五十万人未満	五百万人以上
額	五百、六〇円	七、七〇〇円
金	一五、六〇円	二四、二五五円
選挙人の数	五百五十万人未満以上三百万人未満	五百万人以上
額	五百、七〇円	七、七〇〇円
金	一五、七〇円	二四、二五五円

準額に十五万人をこえる數五万人」とに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

第十四條第一項の表中「五〇〇」を「一、〇〇〇」だ、「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改める。

第十七條に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用については、参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ單独に行う場合における選舉会経費又は選挙

分会経費の基本額は、二十六万八千百八十三円とする。

3 参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選挙若しくは補

欠選挙をそれぞれ單独に行う場合における第六條第三項の規定の適用については、同項の表中

「二七、一九五」とあるのは「一六、五七六」と、「二三、七〇六」とあるのは「一四、四四八」とす

る。

第十九條中「市の区域」を「市若しくは区の区域」に改める。

第二十條第二項を創る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように

修正する。

第五條第一項の改正表を次のように改める。

開票 区の選挙人 数	区市町村		
	区	市	町 村
一千人未満	四、九二二円	四、五八二円	三、五五一円
一千人未満上	五、七四八	五、三三六	三、九八八円
二千人未満上	七、八七二	七、二五四	五、二三三
三千人未満上	九、五六二	七、〇六三	七、〇六三
五千人未満上	一〇、三八四	九、一七三	九、一七三
一万人未満上	一三、五一四	一二、四三六	一一、五八五
一万五千人未満上	一七、四三一	一五、九六四	一三、九五九
二万人未満上	二〇、五七〇	一八、八七〇	一五、九七七
二万五千人未満上	二三、六六八	二一、六八二	一五、九七七

候補者数	選挙		
	衆議院議員選挙又は参議院地方選	参議院全国選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	二、四九〇円	一円	一円
二十七人未満上	三、七五〇	一	一
二十四人未満上	二、八五〇	一	一
百人未満上	五四	七二	八八
百五十人未満上	一〇四	一三六	一五二
二百人未満上	一	一	一
二百五十人未満上	一	一	一
三百人未満上	一	一	一
三百五十人以上	一	一	一

第十二條の改正に関する部分を次のように改める。

第十二條を次のように改める。

(ポスター用紙費)
第十二條 参議院全国選出議員の選挙において候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候

補者一人について一万三千三百円とする。

第十三條第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第十三條第一項第一号から第六号までを次のように改める。

昭和二十七年六月十二日 衆議院会議録第五十三号

員の選挙については、第七條第一項の改正規定にかかわらず、選挙公報発行費の基本額は、左の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選舉人の数	未満五十万人	満五十万人	以上五百万人
金額	(一五〇、七一五、一五〇) 円	(一五〇、七一五、一五〇) 円	(一五〇、七一五、一五〇) 円
ある道府県	大都市の 道府県	その他の ある道府県	大都市の 道府県
内	内	内	内
四三八、六四四 円	六二二、八一六 円	六二二、八一六 円	六二二、八一六 円
四三八、六四四 円	六二二、八一六 円	六二二、八一六 円	六二二、八一六 円

選 挙 人 の 数	
額	満
一千円	一千人未満
二千円	一千人以上二千人未満
三千円	二千人以上三千人未満
四千円	三千人以上五千人未満
五千円	五千人以上一万人未満
六千円	一万人以上二万人未満
七千円	二万人以上三万人未満
八千円	三万人以上四万人未満
九千円	四万人以上五万人未満
一万円	五万人以上六万人未満
一万二千円	六万人以上七万人未満
一万五千円	七万人以上八万人未満
一万八千円	八万人以上九万人未満
二万円	九万人以上十万人未満
二万二千円	十万人以上十一万人未満
二万五千円	十一万人以上十二万人未満
二万八千円	十二万人以上十三万人未満
三万円	十三万人以上十四万人未満
三万二千円	十四万人以上十五万人未満
三万五千円	十五万人以上十六万人未満
三万八千円	十六万人以上十七万人未満
四万円	十七万人以上十八万人未満
四万二千円	十八万人以上十九万人未満
四万五千円	十九万人以上二十万人未満
四万八千円	二十万人以上二十一万人未満
五万円	二十一万人以上二十二万人未満
五万二千円	二十二万人以上二十三万人未満
五万五千円	二十三万人以上二十四万人未満
五万八千円	二十四万人以上二十五万人未満
六万円	二十五万人以上二十六万人未満
六万二千円	二十六万人以上二十七万人未満
六万五千円	二十七万人以上二十八万人未満
六万八千円	二十八万人以上二十九万人未満
七万円	二十九万人以上三十万人未満
七万二千円	三十万人以上三十一万人未満
七万五千円	三十一万人以上三十二万人未満
七万八千円	三十二万人以上三十三万人未満
八万円	三十三万人以上三十四万人未満
八万二千円	三十四万人以上三十五万人未満
八万五千円	三十五万人以上三十六万人未満
八万八千円	三十六万人以上三十七万人未満
九万円	三十七万人以上三十八万人未満
九万二千円	三十八万人以上三十九万人未満
九万五千円	三十九万人以上四十万人未満
九万八千円	四十万人以上四十一万人未満
十万円	四十一万人以上四十二万人未満
十万二千円	四十二万人以上四十三万人未満
十万五千円	四十三万人以上四十四万人未満
十万八千円	四十四万人以上四十五万人未満
十一万円	四十五万人以上四十六万人未満
十一万二千円	四十六万人以上四十七万人未満
十一万五千円	四十七万人以上四十八万人未満
十一万八千円	四十八万人以上四十九万人未満
十二万円	四十九万人以上五十万人未満
十二万二千円	五十万人以上五十一万人未満
十二万五千円	五十一万人以上五十二万人未満
十二万八千円	五十二万人以上五十三万人未満
十三万円	五十三万人以上五十四万人未満
十三万二千円	五十四万人以上五十五万人未満
十三万五千円	五十五万人以上五十六万人未満
十三万八千円	五十六万人以上五十七万人未満
十四万円	五十七万人以上五十八万人未満
十四万二千円	五十八万人以上五十九万人未満
十四万五千円	五十九万人以上六十万人未満
十四万八千円	六十万人以上六十一万人未満
十五万円	六十一万人以上六十二万人未満
十五万二千円	六十二万人以上六十三万人未満
十五万五千円	六十三万人以上六十四万人未満
十五万八千円	六十四万人以上六十五万人未満
十六万円	六十五万人以上六十六万人未満
十六万二千円	六十六万人以上六十七万人未満
十六万五千円	六十七万人以上六十八万人未満
十六万八千円	六十八万人以上六十九万人未満
十七万円	六十九万人以上七十万人未満
十七万二千円	七十万人以上七十一万人未満
十七万五千円	七十一万人以上七十二万人未満
十七万八千円	七十二万人以上七十三万人未満
十八万円	七十三万人以上七十四万人未満
十八万二千円	七十四万人以上七十五万人未満
十八万五千円	七十五万人以上七十六万人未満
十八万八千円	七十六万人以上七十七万人未満
十九万円	七十七万人以上七十八万人未満
十九万二千円	七十八万人以上七十九万人未満
十九万五千円	七十九万人以上八十万人未満
十九万八千円	八十万人以上八十一万人未満
二十万円	八十一万人以上八十二万人未満
二十万二千円	八十二万人以上八十三万人未満
二十万五千円	八十三万人以上八十四万人未満
二十万八千円	八十四万人以上八十五万人未満
二十一万円	八十五万人以上八十六万人未満
二十一万二千円	八十六万人以上八十七万人未満
二十一万五千円	八十七万人以上八十八万人未満
二十一万八千円	八十八万人以上八十九万人未満
二十二万円	八十九万人以上九十万人未満
二十二万二千円	九十万人以上一百万人未満
二十二万五千円	一百万人以上一百一十万人未満
二十二万八千円	一百一十万人以上一百二十万人未満
二十三万円	一百二十万人以上一百三十万人未満
二十三万二千円	一百三十万人以上一百四十万人未満
二十三万五千円	一百四十万人以上一百五十万人未満
二十三万八千円	一百五十万人以上一百六十万人未満
二十四万円	一百六十万人以上一百七十万人未満
二十四万二千円	一百七十万人以上一百八十万人未満
二十四万五千円	一百八十万人以上一百九十万未満
二十四万八千円	一百九十万以上二百万未満
二十五万円	二百万以上二百一十万未満
二十五万二千円	二百一十万以上二百三十万未満
二十五万五千円	二百三十万以上二百五十万未満
二十五万八千円	二百五十万以上二百六十万未満
二十六万円	二百六十万以上二百七十万未満
二十六万二千円	二百七十万以上二百八十万未満
二十六万五千円	二百八十万以上二百九十万未満
二十六万八千円	二百九十万以上三百十万未満
二十七万円	三百十万以上三百二十万未満
二十七万二千円	三百二十万以上三百三十万未満
二十七万五千円	三百三十万以上三百四十万未満
二十七万八千円	三百四十万以上三百五十万未満
二十八万円	三百五十万以上三百六十万未満
二十八万二千円	三百六十万以上三百七十万未満
二十八万五千円	三百七十万以上三百八十万未満
二十八万八千円	三百八十万以上三百九十万未満
二十九万円	三百九十万以上四百十万未満
二十九万二千円	四百十万以上四百二十万未満
二十九万五千円	四百二十万以上四百三十万未満
二十九万八千円	四百三十万以上四百四十万未満
三十万円	四百四十万以上四百五十万未満
三十万二千円	四百五十万以上四百六十万未満
三十万五千円	四百六十万以上四百七十万未満
三十万八千円	四百七十万以上四百八十万未満
三十一万円	四百八十万以上四百九十万未満
三十一万二千円	四百九十万以上五百十万未満
三十一万五千円	五百十万以上五百二十万未満
三十一万八千円	五百二十万以上五百三十万未満
三十二万円	五百三十万以上五百四十万未満
三十二万二千円	五百四十万以上五百五十万未満
三十二万五千円	五百五十万以上五百六十万未満
三十二万八千円	五百六十万以上五百七十万未満
三十三万円	五百七十万以上五百八十万未満
三十三万二千円	五百八十万以上五百九十万未満
三十三万五千円	五百九十万以上六百万未満
三十三万八千円	六百万以上六百二十万未満
三十四万円	六百二十万以上六百三十万未満
三十四万二千円	六百三十万以上六百四十万未満
三十四万五千円	六百四十万以上六百五十万未満
三十四万八千円	六百五十万以上六百六十万未満
三十五万円	六百六十万以上六百七十万未満
三十五万二千円	六百七十万以上六百八十万未満
三十五万五千円	六百八十万以上六百九十万未満
三十五万八千円	六百九十万以上七百万未満
三十六万円	七百万以上七百二十万未満
三十六万二千円	七百二十万以上七百三十万未満
三十六万五千円	七百三十万以上七百四十万未満
三十六万八千円	七百四十万以上七百五十万未満
三十七万円	七百五十万以上七百六十万未満
三十七万二千円	七百六十万以上七百七十万未満
三十七万五千円	七百七十万以上七百八十万未満
三十七万八千円	七百八十万以上七百九十万未満
三十八万円	七百九十万以上八百万未満
三十八万二千円	八百万以上八百二十万未満
三十八万五千円	八百二十万以上八百三十万未満
三十八万八千円	八百三十万以上八百四十万未満
三十九万円	八百四十万以上八百五十万未満
三十九万二千円	八百五十万以上八百六十万未満
三十九万五千円	八百六十万以上八百七十万未満
三十九万八千円	八百七十万以上八百八十万未満
四十万円	八百八十万以上九百万未満
四十万二千円	九百万以上九百二十万未満
四十万五千円	九百二十万以上九百三十万未満
四十万八千円	九百三十万以上九百四十万未満
四十一万円	九百四十万以上九百五十万未満
四十一万二千円	九百五十万以上九百六十万未満
四十一万五千円	九百六十万以上九百七十万未満
四十一万八千円	九百七十万以上九百八十万未満
四十二万円	九百八十万以上九百九十万未満
四十二万二千円	九百九十万以上一千万未満

第十七條第二項の改正規定中「二十六万八千百八十三円」を「二十八万一千三百四十三円」に改める。
第二十條の改正に関する部分を次のように改める。
第二十條の見出し中「及び世帯数」及び同條第二項を削る。
附則を次のように改める。

第十七條第一項の改正規定中「一十六万八千百八十三円」を「一十八万一千三百四十三円」に改め

第二十條の見出し中「及び世帯数」及び同條第二項を削る附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條から第七條まで、第九條、第十條、第十一條、第十四條、第十七條、第十九條及び第二十條の改正規定並びに附則第五項から第七項までの規定は、昭和二十七年一月一日から適用し、第八條の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日の後はじめて行われる衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については同年九月一日から、第十二條の改正規定は、同年九月一日から施行する。

道路交通事業抵当法案

(二)の法律の目的

第一條 この法律は、道路運送事業及び通事業に関する信用の増進により、これらの事業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律で「事業單位」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第八十一条）による一般自動車運送事業若しくは自動車道事業又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）による通運事業（同法第四条第三項の規定により荷主の指定のある免許に係るものを除く）に係る業務が独立して運営され、且つ、適切な事業規模を有すると運輸大臣（自動車道事業に係るものにあつては、運輸大臣及び建設大臣）（以下「主務大臣」という。）が認定したものといふ。「事業者」とは、これらの事業者を営む者をいう。

(財團の設定)

第三條 事業者は、抵当権の目的とするため、一又は二以上の事業單位につき、道路交通事業財團（以下「事業財團」という。）を設定することができる。

(財團の組成)
第四條 事業財團は、左に掲げるもので、同一の事業者に属し、且つ、当該事業單位に関するものをもつて組成する。

一 土地及び工作物
二 自動車及びその附屬品
三 地上権、賃貸人の承諾があるとき^は物の質借権及び第一号に

掲げる土地のために存する地役

権

五 軽車両、はしけ、牛馬その他

の運搬具

（財團設定の制限）

第六條 自動車運送事業及び通運事業にあっては、前條第一号に掲げた不動産及び事業用自動車、自動車道事業にあっては、一般自動車道の敷地が存しないときは、事業者は、事業財團を設定することができない。

(所有権保存の登記)

第七條 事業財團の設定は、道路交通事業財團登記簿に所有権保存の登記をすることによって行う。

(管轄登記所)

第十條 事業財團の登記に関する事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はこれらの支局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかさどる。

2 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八條第二項の規定は、不動産が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は数個の不動産が数個の登記所の管轄区域内にある場合について準用する。

(道路交通事業財團登記簿)

第十三條 事業財團につき所有権保有登記の申請する場合においては、不動産登記法第三十五條第一項の登記を申請する場合においては、不動産登記法第三十五條第一項に掲げる書面の外、道路交通事業財團目録を提出しなければならない。

(免許の取消及び失効)
第十四條 免許の取消又は事業單位に属する路線若しくは事業区域の全部について免許の失効があつたときは、主務大臣は、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 事業財團の競落代金の全部の支拂があつたときは、その競売手続の開始決定の時以後における免許の取消又は失効（期間を限定して行つた免許に係る事業単位については、その業務の範囲）

第十一条 左の場合は、登記所は、直ちにその旨を主務大臣に通知しなければならない。

一 事業財團について第一順位の抵当権の設定を登記したとき。

二 事業財團について道路交通事業財團登記簿の用紙を開鎖したとき。

(登記の申請)

第十二条 登記の申請書には、不動産登記法第三十六條第三号から第八号までに掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

3 前項の規定は、同項の土地、建物又は自動車が、事業財團の設定後

新たに当該事業單位に属した場合における第十三條の道路交通事業に係る登記の変更の登記の申請に適用する。

(事業財團の性質)

第八條 事業財團は、一箇の不動産とみなす。

(事業財團を目的とする権利)

第九條 事業財團は、所有権及び抵当権以外の権利の目的とすることができない。

(管轄登記所)

四 通運事業の事業單位にあっては、その取扱駅又は自動車道事業の事業單位にあっては、その路線

三 事業区域を定める自動車運送事業の事業単位にあっては、その事業区域

(事業の別)

事業の別

二 路線を定める自動車運送事業又は自動車道事業の事業単位にあっては、その路線

一 事業区域を定める自動車運送事業の事業単位にあっては、その事業区域

は、第一項の通知を受けた日から六箇月以内に、その手続をしなければならない。

4 免許は、第一項の取消又は失効の日から、前項の期間が終了し又は抵当権の実行が終了する日までに存続するものとみなされた免許についての取消又は失効（期間を限定して行つた免許についての当該期間の満了による失効を除く。）は、なかつたものとみなす。

5 事業財團の競落代金の全部の支拂があつたときは、前項の規定により存続するものとみなされた免許についての取消又は失効についての実行のため競売手続又は事業財團に対する強制競売手続の開始決定の時以後において、事業財團に関する免許の取消又は失効があつたときは、免許は、事業財團の競落代金の全部の支拂があるまで、競売の目的の範囲内において、なお、存続するものとみなす。

四 通運事業の事業單位にあっては、その取扱駅

(道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により業務の範囲を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その業務の範囲)

五 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により業務の範囲を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その業務の範囲)

(管轄登記所)

六 道路運送法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その業務の範囲)

(管轄登記所)

七 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

八 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

九 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十一 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十二 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十三 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十四 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十五 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十六 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十七 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

十八 道路運送法第四條第三項又は通運事業法第四條第四項の規定により期間を限定して行つた免許に係る事業単位にあっては、その期間)

(管轄登記所)

一一二五

昭和二十七年六月十一日 未議院会議録第五十三号 道路交通事業抵當法案

第二十九号) 第二十四條の規定は、事業財団に属する不動産が数個の地方裁判所の管轄区域にまた不動産が数個の地方裁判所の管轄区域内にある場合について準用する。

(競落代金の支拂の通知)

第三十条 裁判所は、事業財団の競落代金の支拂があるたときは、直ちにその旨を主務大臣に通知しなければならない。

(免許に基く権利義務の承認)

第三十一条 前條の競落代金の支拂があつたときは、競落人は、その時あつたときには、競落人は、その時に免許に基く権利義務を承認する。但し、競落人が道路運送業者であるときは、主務大臣は、当該免許を取り消すことができる。

第三十二条 主務大臣は、前項の免許に基く権利義務を承認した者に対する期間を六箇月第二項各号の一に該当する者であるときは、主務大臣は、當該免許を取り消すことができる。

(準用規定)

第三十三条 事業財団については、工場抵当法(明治三十八年法律第五百八十九条及び第三百八十九条)、同法第六条第一項各号又は通運事業法第九条第二項各号の一部を次に定めることにより、陸運局長に委任することができる。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二箇月を経過した日とする。

2 道路運送法施行法(昭和二十六年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

○満尾君亮君(満尾君亮君登場) 満尾君亮君登場 総務委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。また本法案の趣旨を申し上げます。本法案の趣旨につき、運輸事業の維持及び拡充をかかるため、金融と、最近における道路運送事業及び通運事業の顯著なる発達に伴い、企業経営の維持及び拡充をかかるため、金融

第三十五条 第二十二條第二項及び第三百八十九条第一項(民法第五百八十九条)、同法第六条第一項、第三項、第十二條、第十三條第二項、第三項、第十七條ノ二から第二十一条まで、並びに第四十六條から第三項までの規定を準用する。

○満尾君亮君(満尾君亮君登場) 満尾君亮君登場 本法案は、五月二十一日、予備審査のため運輸委員会に付託され、同月二十六日、提出者より提案理由の説明を聞きし、慎重にこれを審査いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君(青柳) 第四 日本赤十字社法案(青柳) 郎君外十四名提出 つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君(青柳) 第四 日本赤十字社法案(青柳) 本赤十字社法案を議題といたします。厚生委員会の報告を求めます。厚生委員会

この場合において「工場財團登記簿」とあるのは「道路交通事業財團登記簿」と「工場財團登記簿」とあるのは「不動産」であるのは「道路交通事業財團登記簿」と、第十七條ノ一及び第十七条の三中「工場」とあるのは「不動産」と、その他の規定中「工場」とあるのは「事業單位」と読み替えるものとする。

(職權の委任)

第三十四条 この法律に規定する運輸大臣の職權の一部は、政令で定めるところにより、陸運局長に委任することができる。

(罰則)

第三十五条 事業者が、譲渡又は質入の目的をもつて、この法律の規定により抵当権の目的となつて引取渡したときは、一年以下の罰金又は十万円以下の罰金に処する。

4 年法律第五十二号) の一部を次の

よう改正する。

第四條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二 道路交通事業抵当

右の本院提出案をここに添付する。
昭和二十七年六月六日
参議院議長 佐藤 尚武

道路交通事業抵当法案
衆議院議長林謙治郎
参議院議長佐藤尚武
[最終号の附録に掲載]

第三条に、財團の担保価値を高めるためには、財團に属する事業の一体性を確保することが必要であるので、事業用の物件が財團に当然所属すること、原則として財團成員物件の個々的な処分を禁止すること、競落人は免許に属する権利義務を当然承認すること等を規定いたしております。

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君登場 つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君登場 つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君(青柳) 第四 日本赤十字社法案(青柳) 郎君外十四名提出 つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君(青柳) 第四 日本赤十字社法案(青柳) 本赤十字社法案を議題といたします。厚生委員会

のがあります。これに対処するため、個々の自動車に対しては、昨年六月自動車抵当法が制定せられ、短期資金調達をはかるため、企業を一体として担保に供する財團抵当制度を確立したものですので、この法律を制定しません。

但し、旧法附則第五條の規定のうち、旧自動車交通事業法(昭和六年法律第五十二号)第四十五條に関する部分について改正是、この限りでない。

三十 道路交通事業財團登記簿に改める。

三十 登録税法(明治二十九年法律第三十七号)の一部を次のよう改正する。

第三條ノ四中「自動車交通事業財團登記簿」を「自動車交通事業

財團登記簿」と「工場財團登記簿」と「不動産」と、「工場」とあるのは「不動産」と、その他の規定中「工場」とあるのは「事業單位」と読み替えるものとする。

三十一 登録税法(明治二十九年法律第三十七号)の一部を次のよう改正する。

第三條ノ四中「自動車交通事業

財團登記簿」を「自動車交通事業

財團登記簿」と「道路交通事業財團登記簿」に改める。

三十 道路交通事業抵当法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次の

ように改正する。

第四條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二 道路交通事業抵当

右の本院提出案をここに添付する。

昭和二十七年六月六日
参議院議長佐藤尚武

道路交通事業抵当法案
衆議院議長林謙治郎
参議院議長佐藤尚武
[最終号の附録に掲載]

以上について財團を設定することができます。

第三に、財團の抵当権の規定がそれ

では不動産登記法の規定が、財團の抵当権については民法上の抵当権の規定が、また財團の抵当権の実行に関しては民事訴訟法及び競売法の規定がそれ

ぞれ適用せられることになつております。

第三に、財團の担保価値を高めるためには、財團に属する事業の一体性を確保することが必要であるので、事業

用の物件が財團に当然所属すること、原則として財團成員物件の個々的な処分を禁止すること、競落人は免許に属する権利義務を当然承認すること等を規定いたしております。

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君登場 つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君(青柳) 第四 日本赤十字社法案(青柳) 郎君外十四名提出 つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岩本信行君(青柳) 第四 日本赤十字社法案(青柳) 本赤十字社法案を議題といたします。厚生委員会

のあります。本法案審査に当たりましては熱心な質疑応答があつたのであります。本法案は会議録によつてござんを願いたいと存じます。

かくて、本月十日質疑を行つた旨の論を省略して、ただちに採決の結果、本法案は多数をもつて原案通り可決いたしましたところ、満尾委員より本法案に対する附帯決議を行つた旨の報告が提出せられ、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。その内容は、道路運送事業及び通運事業の事業者及び通運事業者と、これらの事業者は、その事業単位の一つまたは二つ以上の目的とならないことをより設立資金等の長期資金調達の円滑化をはかるため、企業を一体として担保に供する財團抵当制度を確立し、設立の道が開かれたのであります。

本法案は多數をもつて原案通り可決いたしましたところ、満尾委員より本法案に対する附帯決議を行つた旨の報告が提出せられ、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。その内容は、道路運送事業及び通運事業の事業者及び通運事業者と、これらの事業者は、その事業単位の一つまたは二つ以上の目的とならないことをより設立の道が開かれたのであります。

本開業銀行等の融資対象事業に指定されたものであります。

日本開業銀行等の融資対象事業に指定されたものであります。

動議が提出せられ、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。その内容は、道路運送事業及び通運事業の事業者及び通運事業者と、これらの事業者は、その事業単位の一つまたは二つ以上の目的とならないことをより設立の道が開かれたのであります。

本法案は多數をもつて原案通り可決いたしました。その内容は、道路運送事業及び通運事業の事業者及び通運事業者と、これらの事業者は、その事業単位の一つまたは二つ以上の目的とならないことをより設立の道が開かれたのであります。

は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第二十四条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他の原因によるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任の議決をすることができる。

(事業年度)

第二十五条 日本赤十字社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(民法の準用)

第二十六条 民法第五十四條(代表権の制限)、第五十六條(仮理事)及び第五十七條(特別代理人)の規定は、日本赤十字社に準用する。この場合において、同法第五十四條中「理事」とあるのは「社長、副社長及ヒ事」とあるのは「社長、副社長及ヒ理事」と、同法第五十六條中「理

事」とあるのは「厚生大臣ハ利害関係人ノ請求ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「厚生大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職務ヲ以テ」と、同法第五十七條中「理事」とあるのは「此場合ニ於テハ監事

である。

(業務)

第二十七条 日本赤十字社は、第一條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

一 赤十字に関する諸條約に基く

業務に従事すること。

二 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行ふこと。

三 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

四 前各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務には、第三十三條第一項の規定により國の委託を受けて行ふもの

のを含むものとする。

(救護員の確保)

第二十八條 日本赤十字社は、前條第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下「救護業務」という。)に從事させるために必要な者(以下「救護員」といふ)を常時確保しておかなければならぬ。

(救護員の養成)

第二十九條 日本赤十字社は、前條の救護員を確保するために、必要な用者は、これに協力するよう努めなければならない。

(実費弁償)

第三十條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に從事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(扶助金の支給)

第三十一條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に從事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(扶助金の支給)

第三十二條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に從事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に扶助金(扶助命令)の規定により救助する業務に從事した者に係る扶助金に関する業務に從事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例によ

る。

(社会福祉事業の経営)

第三十三條 国は、赤十字に関する

を求めたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(使用者の協力)

第三十條 前條第一項及び第二項の規定による養成を受けた者を雇用しようとするとき、又は雇用している場合において、使用者は、そ

の者が、同條第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事することを理由とすること又は従事したことを理由として、不当な取扱をしてはならない。

2 前項の場合において、国は、同條第三項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ぜることができる。

3 国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するためには、支弁した費用を補償す

る。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備する費用の全部又は一部を負担する。

(運送及び通信に関する便宜供與)

第三十四條 日本国は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるよう

に、救護員又は救護用の物資の運送又は運送取扱業者とする者は、

日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるよう

に、救護員又は救護用の物資の運送又は運送取扱業者とする者は、

諸條約に基く國の業務及び非常災害時ににおける國の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 日本赤十字社が前項の規定によ

り社会福祉事業を經營する場合に

おり社会福祉事業法第七章

表題に必要な施設又は設備を、あ

らかじめ、整備すべきことを日本

赤十字社に命ぜることができる。

3 国は、日本赤十字社が第一項の

規定により委託された業務を実施

するためには、支弁した費用を補償す

る。但し、他の法律に別段の定があ

るときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第一項の

規定により委託された業務を実施

するため必要な施設又は設備を整備

する場合においては、その整備

するため必要な施設又は設備を整備

する場合においては、その整備

するため必要な施設又は設備を整備

する場合においては、その整備

四十五号の定めるところにより、同法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を經營するものとする。

2 日本赤十字社が前項の規定によ

り社会福祉事業を經營する場合に

おいては、社会福祉事業法第七章

表題に必要な施設又は設備を、あ

らかじめ、整備すべきことを日本

赤十字社に命ぜることができる。

3 国は、日本赤十字社が第一項の

規定により委託された業務を実施

するためには、支弁した費用を補償す

る。但し、他の法律に別段の定があ

るときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第一項の

規定により委託された業務を実施

するため必要な施設又は設備を整備

する場合においては、その整備

の区域にわたるときは、厚生大臣に対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の用途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には募集の期間、寄附金の用途及び寄附金によつて取扱する財産の処分につき、條件を附することができる。

3 日本赤十字社は、第一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、寄附金の募集の許可を受けた行政に対し、募集の結果を報告しなければならない。

第五章 監督及び助成

(報告及び検査)

第三十八條 厚生大臣は、日本赤十字社に法令、命令に基いてする行政の处分又は定款を守らせるため必要があると認めるときは、日本赤十字社に對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す證票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(監督処分)
第三十九條 厚生大臣は、日本赤十字社が、その業務に關し、法令、

法令に基いてする行政の处分又は定款に違反したときは、日本赤十字社に対し、必要な措置を探るべき旨を命ぜることができる。

第四十條 厚生大臣は、日本赤十字社の役員が、日本赤十字社の業務に關し法令に基いてする行

一 施設又は設備の全部又は一部を他の用途に供したこと。
二 助成の條件に違反したこと。

第六章 罰則

第四十二條 左の場合においては、その違反行為をした日本赤十字社の役員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

1 第三十七條第一項の許可を受けないで、又は同條第二項の許可の條件に反して、寄附金を募集したとき。

2 第三十七條第二項の許可の條件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分したとき。

3 第三十六條第二項の規定による罰金を怠つたとき。

4 第三十六條第三項、第三十七條第三項又は第三十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十四條第三十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に處する。

6 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、一万円以下の過料に處する。

7 この法律は、附則第六項及び附則第八項から附則第十八項までの

規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び第八項から附則第十八項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から適用する。但し、附則第十九項

の規定は、昭和二十七年六月一日から施行する。

二 助成の條件に違反したこと。

二 助成の條件に違反したこと。

三 第六章 罰則

第四十二條 左の場合においては、その違反行為をした日本赤十字社の役員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

1 第三十七條第一項の許可を受けないで、又は同條第二項の許可の條件に反して、寄附金を募集したとき。

2 第三十七條第二項の許可の條件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分したとき。

3 第三十六條第二項の規定による罰金を怠つたとき。

4 第三十六條第三項、第三十七條第三項又は第三十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第四十四條第三十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に處する。

6 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、一万円以下の過料に處する。

7 この法律は、附則第六項及び附則第八項から附則第十八項までの

（あらたな社会福祉事業の経営）

旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して社会福祉事業法に規定する社会福

祉事業を經營しようとするとき

は、当分の間、厚生大臣の認可を受けるなければならない。

8 児童福祉法（昭和二十一年法律第一百六十四号）の一部を次のよう改訂する。

第五十六条の二第一項第一号中の「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を加える。

（生活保護法の一部改正）

9 生活保護法（昭和二十五年法律第一百二十四号）の一部を次のように改訂する。

第四十一條の見出し及び同條第一項中「社会福祉法人」を「社会福

祉法人及び日本赤十字社」に、同條第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

10 図書館法の一部を次のように改める。

第二條第一項中「地方公共団体」の下に、「日本赤十字社」を加え、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四条の法人」に改める。

（図書館法の一部改正）

11 図書館法の一部を次のように改

正する。

第二條第一項中「地方公共団体」の下に、「日本赤十字社」を加え、

同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四条の法人」に改める。

12 第二條第一項中「地方公共団体」の下に、「日本赤十字社」を加え、

同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四条の法人」に改める。

26

(博物館法の一部改正)
11 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

第十條中「又は民法第三十四條の法人若しくは」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人又は」に改める。

第五條第六号ノ九の次に次の二号を加える。

（関税定率法の一部改正）
14 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（関税定率法の一部改正）
15 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（登録税法の一部改正）
16 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（所得税法の一部改正）
17 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（所得稅法の一部改正）
18 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
19 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
20 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
21 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
22 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
23 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
24 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
25 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
26 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
27 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
28 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
29 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
30 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
31 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

（法人稅法の一部改正）
32 第七條第十一号ノ二の次に次の二号を加える。

赤十字社、「社会教育關係団体が行う社会教育」の下に「日本赤十字社がその目的達成するために行う業務(社会教育を含む)」を加える。

（第七百四十六條第二項に後段として次のように加える。）

日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもの道駁具の條例を定めるものに対しても、また、同様とする。

社」を加え、「又は社会福祉事業施設」を、「社会福祉事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設」に、同條第二項に後段を用いて定めるものに對しても、また、同様とする。

（第三十六條及び第三十七條を削り、第四十三條及び第四十二條を削り、第四十三條及び第四十四條を次のように改める。）

第四十條 日本赤十字社の役員又は職員が第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一円以下以下の罰金に処する。

第四十五條を第四十一條とする。

附則第一項中「附則第七項」を「第十六項」に、「第十八項」を「第二十六項」に、「第十九項」を「第二十七項」に改め、同項に次の但書を加える。

附則第六項中「附則第七項」を「附則第七項から附則第十五項まで」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、この項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第八項を附則第十六項として、以下順次八項ずつ繰り下げる。

附則第七項の次に次の八項を加える。

（定期の寄附金募集）

8 旧法人は、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務(第三十五條第一項の社会福祉事業を除く)を行ふに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

（国有財産特別措置法の一部改正）

7七年法律第二百二十九号の一部を次のように改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

8日本赤十字社法案に対する修正案日本赤十字社法案に対する修正案

日本赤十字社法案の一部を次のように改める。

（印紙稅法の一部改正）

9日本赤十字社法案に対する修正案日本赤十字社法案に対する修正案

日本赤十字社法案の一部を次のように改める。

日本赤十字社法案の一部を次のように改める。

日本赤十字社法案の一部を次のように改める。

途を定め、厚生大臣に届け出なければならない。

10 旧法人は、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

(臨時の寄附金募集)
11 旧法人は、前三項の規定による場合のほか、特別の事情に基き、附則第八項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするとき、当分の間、厚生大臣の定める手続に従い、募集しようとするに対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

12 前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

13 旧法人は、附則第十一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に対し、募集の結果を報告しなければならない。

(罰則)

14 左の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を六箇月以下の懲役又は五万円以下

の罰金に処する。

一 附則第十一項の許可を受けないで、又は附則第十二項の許可

の條件に違反して寄附金を募集したとき。

二 附則第十二項の許可の條件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を

処分したとき。左の場合は、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一 附則第九項の規定による届出又は附則第十項の規定による公

告を怠つたとき。

二 附則第十項又は附則第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

新附則第二十六項(旧附則第十八項)中「第四十一條」を「第三十九條」に改める。

日本赤十字社法案(青柳一郎君外十四名提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔青柳一郎君登壇〕

○青柳一郎君 大いま議題となりました日本赤十字社法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果

を御報告申上げます。

赤十字は、世界の平和と人類の幸福をもたらすために、一八六四年、ジエネーヴにおいて、スイス国外十一箇国

の間に結ばれた、戦時における戰傷者を救護しようとする赤十字條約によって確立せられ、一九〇六年及び一九二九年の再度の條約改正を経て、現在わが國を始め七十箇国によつて承認されておるのであります。また赤

十字社は、赤十字條約加盟各国においては、その運営によってはからしめ

する人々によつて組織せられ、その活動は、赤十字條約の規定に従つて戦時における戦傷病者の救済に奉仕するほか、常時において人々の健康を増進

し、疾病を予防し、また天災地変その他不測の不幸から派生する生活上の苦痛を軽減することにあらゆる努力と奉仕がなされ、しかもこの努力と奉仕は、自国民のみにとどまることなく、各國赤十字社相互協力して、可能な限り広く世界各国の人々の上になされるものであり、このため、赤十字條約加盟国の各赤十字社は、国際赤十字機関を構成して、組織ある赤十字活動を展開し、かつ赤十字活動を通じて強固な国際親善の基礎をつちかし、世界恒久平和の達成に貢献いたしており、各國政府も国際赤十字社を公認し、種々の特権と便宜を與え、その發展振興に当つておりますことは、御承知の通りであります。

ことに、昨年九月平和條約調印の際に、日本は平和條約発効後一年以内に、一千九百四十九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸條約に加入することを世界に宣言いたしましたことから、日本赤十字社の制度をこの際すみやかに確立して、該條約を受入れた態勢を整めることは、平和を愛好するわが國の眞摯なる態度を世界に宣明するものであると深く信ずる旨に賛成するのであります。従つて、日本赤十字社によって実施せられるこ

とに、日本赤十字社の活動は、赤十字條約の規

範に従事するところを世界に宣言いたしましたことから、本赤十字社の活動は、赤十字条約の原則を規定したことになります。

第三に、日本赤十字社に対する国

の原則を規定したことになります。

その本来の使命を果すよう、国際協力の原則を規定したことになります。

本赤十字社の活動は、赤十字條約の規範に基き、篤志赤十字機関として國の立場を明らかにしたのであります。日本赤十字社の活動は、赤十字條約の規定に基づき、篤志赤十字機関として國の立場を明らかにしたのであります。

本赤十字社の活動は、赤十字條約の規範に基き、篤志赤十字機関として國の立場を明らかにしたのであります。

本赤十字社の活動は、赤十字條約の規定に基き、篤志赤十字機関として國の立場を明らかにしたのであります。

本赤十字社の活動は、赤十字條約の規定に基き、篤志赤十字機関として國の立場を明らかにしたのであります。

本赤十字社の活動は、赤十字條約の規定に基基、篤志赤十字機関として國の立場を明らかにしたのであります。

ることが最も緊要であると信じる大第

である。

以上が日本赤十字社法案提案の理由であります。

第五に、日本赤十字社の業務を明確にするとともに、赤十字に関する條約に基く業務並びに非常災害時または伝染病流行における非常救護のため

に必要とする看護婦等救護要員の確保について、必要な看護婦の養成等に関する事項を規定したことあります。

次に、日本赤十字社の国際的な性格にかんがみ、その運営の成否は国際

組織の社員たる性格にかんがみ、その

資格、加入、脱退並びに権利義務等を明確ならしめておるのであります。

第五に、日本赤十字社の業務を明確にするとともに、赤十字に関する條約に基く業務並びに非常災害時または

伝染病流行における非常救護のため

に必要とする看護婦等救護要員の確保

について、必要な看護婦の養成等に関する事項を規定したことあります。

次に、日本赤十字社の行う事業に対

し、国または地方公共団体が助成の道を講じたことあります。日本赤十字社

は、その性格から、社員の酬金により

維持経営せられるのが理想であります

が、非常救護のための救護班の派遣、

病院、診療所及び療養所の施設、ある

いはまた救護員の養成等のために多

額の費用を要することが予想せられる

のでありますので、これらの費用に対し

をもつては、とうていまかうこと

ができないのみならず、これらの業務は

いずれも国家的施設の補足をなすもの

でありますので、これららの費用に対し

をもつては、とうい

まかうこと

ができないのみならず、これらの業務は

いずれも国家的施設の補足をなすもの

でありますので、これららの費用に対し

をもつては、とうい

まかうこと

ができないのみならず、これらの業務は

いずれも国家的施設の補足をなすもの

でありますので、これららの費用に対し

をもつては、とうい

まかうこと

た日本赤十字社本来の業務に必要な募金を行う場合には厚生大臣へ届け出ることとしたし、さらに特別な事情に基き必要な経費に充てるため臨時に実施する寄付金募集については厚生大臣の許可を受けることとしたのであります。

本法案に関しましては、その重要性にかんがみ、五月十六日特に小委員会を設け、連日会議を開いて調査研究に当つたのであります。その間しばしく日本赤十字社副社長以下の関係者、中央共同募金委員会関係者等を参考人と招致し、日本赤十字社の組織、運営その他各般の問題について慎重審議が続行されたのであります。

かくして成案を得ましたので、本月七日、日本共産党を除く各派の共同提案をもつて本委員会に付託せられ、十日、提案者代表して私より提案理由の説明を聽取した後、ただちに審議に入り、引続き十一日の委員会において、日本赤十字社の目的、性格、本支部の機構、救護員の養成、寄付金募集等の諸点について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。が、その詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくして質疑を打切りましたところ、自由党の中川委員より寄付金募集の点につき修正案が提出せられたのであります。その要旨は、日本赤十字社の事業に必要な経費は、原則としてまず社員の輸出金でまかなうのが当然であり、その不足ある場合に限り募金を認めることがべきであるが、それも当分の間に限るべきである、その意味において、本法案の第三十六條及び第三十七條を附則に移し、これに伴う

條文の整理をしようとするものであります。

次いで、右の修正案並びに修正部分を除く原案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡委員、日本社会党第二十三室室長を代表して福田委員より、それより希望を述べて賛成意見の開陳があり、日本共産党を代表して丸田委員より反対意見が述べられたのであります。

右をもつて討論を終り、ただちに修正案につき採決に入りましたところ、日本共産党を除く多数をもつてこれを可決し、次に修正案を除く原案について採決しましたところ、これまで同様多数をもつて原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○丸田アサノ君登壇

〔丸田アサノ君登壇〕

おる日本赤十字社法案に對しまして、日本共産党を代表して反対の意見を申します。これを許します。丸田アサノ君。

周知のごとく、朝鮮動乱が始まるとき、社長には旧華族、各府県の支部長には府県知事、この下の分区長には市町村長を充てるといたやうで、國と政治に強く結びついているのが現状であります。これでは、國を越え、政治的見解を超えた自由な行動がとれるはずがないのであります。

周知のごとく、朝鮮動乱が始まるとき、日本赤十字社は、国内全組織に呼びかけまして、一方的に南鮮と国連軍とを支持し、北鮮と中国人民義勇軍をまつたく無視したのであります。これに對し、日本赤十字社では、北鮮には救援をする方法がなかつたのだと言つたことは明白であります。根本的な改革を主張したのであります。

また、國際赤十字の人道的博愛精神からいえば、今赤十字が全力をあげてしまつたことは、戦争の危機はなし得なかつたのであります。

また、ソ連も同じくその加盟国であります。これが許します。丸田アサノ君。

○丸田アサノ君登壇

〔丸田アサノ君登壇〕

おる日本赤十字社法案に對しまして、日本共産党を代表して反対の意見を申します。これを許します。丸田アサノ君。

この法案は、終戦後民間団体であつた日本赤十字社を特殊法人組織にし、國から多くの特權を公然と得ることを目的としたものであります。元

來、國際赤十字の主要なる任務は、国難、人種、宗教、思想、政治的見解の別なく、公平無私に人類の苦痛を救う

ことにあるのであります。國を越え、政府を越えて、かかる国際的な協約義務を遂行するため中立を重んじ、日本赤十字社法にも特に自分の國に対する自主性が強調してあるのはこ

ります。(拍手)

かつ、現在日赤の年間四十億を越える膨大な収支の重要な部分は、赤十字病院に關連する経費であります。ところが、この赤十字病院たるや、今日國民大衆の、わけて生活困窮にして苦しんでおる、眞に博愛人道の対象とならねばならない人たちのための病院でなく、逆に、終戦後も引き続き皇室、皇族、元華族等の一部の特権階級のため

に広く便益を提供する病院であります。

うした不合理な經營のために、難役婦等、下級労働者は、ひどい低賃金をしいらしながら、毎年数百万円の算金で穴埋めをしなければならない状態になつておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前と同じように、昭和天皇が定めたと

いう制服、制帽を着用し、胸に階級章をつけ、元の監督官庁であった陸海軍の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前と同じように、昭和天皇が定めたと

いう制服、制帽を着用し、胸に階級章をつけ、元の監督官庁であった陸海軍の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前

の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前

の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前

の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前

の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前

の忠君愛國精神で燃り固まつた幹部が、そのまま若く看護婦を訓練しているのであります。こうした封建的な、軍国的な精神を根本的に改革する処置につけておるのであります。

また日赤看護婦の養成所では、戰前

ます。日赤会計にまつわる幾多の不正事件や、監督官庁である厚生省官僚との問題も、当委員会の審査の過程においては何ら明瞭に処置することができませんでした。

以上のような実態を持つ日本赤十字社が、今回特殊法人と組織を改めまして、さらに強く国と結びつき、田や地方団体から補助金を受け、税金とかわらず、元来の赤十字精神を踏みにじつてゐるものでなくして何でありましょう。

こうなつては、日本国民大衆には百害あって一利なきものといわなければなりません。

これが、日本共産党がこのたびの日本赤十字社法案に全面的に反対する理由であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数、よつて本案は委員長報告通り決しました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 三名提出

耕土培養法案(坂田英一君外二十一名提出)

議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、坂田英一君外二十三名提出、耕土培養法案を議題となし、この際委員長の報告を認め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。よつて日程は追加せられました。

耕土培養法案を議題といたします。

委員長の報告を求める。農林委員会理事遠藤三郎君。

耕土培養法案

(目的)

第一條 この法律は、食糧その他の農産物の生産の増進及び農業経営の安定を図るため、耕土培養を行ふことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「耕土培養」とは、土壤による化學的性質が不良な農地につき、その性質を改善するため、石灰、鉄等を含有する物であつて農林大臣の指定するものを施用することをい、「耕土培養事業」とは、この法律の定めるところにより行う耕土培養のための事業をいう。

(耕土培養地域の指定)

第三條 都道府県知事は、毎年度、当該都道府県の区域内における農地の土じょうの化学的性質及びその不良の程度、土じょうの化学的性質が不良であると認められる農地(以下この條において「不良農地」という)の分布状況等に関する意見を聞き、当該区域に属する耕土培養地域の部分内にある農地について対策調査を実施すべきことを

都道府県に求めることができる。

耕土培養地域内にある農地につき所有権その他の権原に基づき耕作の業務を営む者又は農業者の組織する団体(以下「農業団体」といふ)でこれらの者のために耕土培養事業を行おうとするものから当該農地につき都道府県による対策調査を求めるべき旨を市町村長に對し請求した場合において、その請求に係る農地の総面積が省令で定める面積以上であるときは、当該市町村長は、その請求に係る農地

二 その地域がおおむね密接する不良農地から成り、且つその地域の面積が農林大臣の定める面積以上であること。

3 前二項の対策調査は、省令で定めるところにより、農地について耕土培養の実施の要否及びその具体的な方法を明らかにするために行う土じょうの化学的性質及びその不良の程度等に関する細密な調査とする。

4 都道府県は、第一項又は第二項の規定により対策調査の実施を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 第一項又は第二項の対策調査が終了したときは、都道府県知事は、当該市町村長に対し、選定された当該農地についての耕土培養の実施の要否を指示するとともに、耕土培養の実施を必要とする旨の指示をする場合にあつては、耕土培養の実施に關し必要な事項を告げなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による指示を受けたときは、選定なくその旨を公示しなければならない。

(耕土培養事業計画)

第五條 市町村長は、前條第五項の規定により耕土培養の実施を必要とする旨の指示を受けたときは、その指示に係る農地(以下「耕土培養地」という)につき、同項の勧告に基き当該市町村の耕土培養事業計画を定めて、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項の耕土培養事業計画には、

について対策調査を実施すべきことを都道府県に求めなければならぬ。

3 前二項の対策調査は、省令で定めるところにより、農地について耕土培養の実施の要否及びその具体的な方法を明らかにするために行う土じょうの化学的性質及びその不良の程度等に関する細密な調査とする。

4 都道府県は、第一項又は第二項の規定により対策調査の実施を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 第一項又は第二項の対策調査が終了したときは、都道府県知事は、当該市町村長に対し、選定された当該農地についての耕土培養の実施の要否を指示するとともに、耕土培養の実施を必要とする旨の指示をする場合にあつては、耕土培養の実施に關し必要な事項を告げなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による指示を受けたときは、選定なくその旨を公示しなければならない。

(耕土培養事業計画)

第五條 市町村長は、前條第五項の規定により耕土培養の実施を必要とする旨の指示を受けたときは、その指示に係る農地(以下「耕土培養地」という)につき、同項の勧告に基き当該市町村の耕土培養事業計画を定めて、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項の耕土培養事業計画には、

左に掲げる事項を定めるものとす
る。

一 耕土培養地

二 耕土培養事業の施行の方法

三 前項第二号の耕土培養事業の施 行者は、市町村、耕土培養地につ き所有権その他の権原に基づき耕作 の業務を営む者（以下「耕作者」と いう。）又は農業団体とする。

四 前項第一項の耕土培養事業の施 行には、あらかじめ事業計画に 準拠して行わなければならない。

五 市町村長は、第一項の耕土培養 事業計画を定めるには、あらかじ め、市町村農業委員会（市町村農 業委員会が二以上あるときは、耕 土培養地をその区域内に含む市町 村農業委員会）の意見を聞き、且 つ、耕作者が耕土培養事業を行う 場合又は耕作者のために市町村が 耕土培養事業を行う場合にあつて はその耕作者からそのことに関する 同意を、農業団体が耕作者のた めに耕土培養事業を行う場合にあ つてはその農業団体及び耕作者か らそのことに関する同意を得なけ ればならない。

六 市町村長は、第一項の承認を受 けたときは、その旨を公示し、且つ、 第四項に規定する同

意をした者に通知するとともに、
市町村長は、第一項の承認を受
けたときは、満足なくその旨を公
示し、且つ、第四項に規定する同
意をした者に通知する同

その承認を受けた耕土培養事業計
画を公表しなければならない。

七 第一項の承認を受けた耕土培養 事業計画の変更については、前六 項の規定を準用する。

八 耕土培養事業は、第一項（前項 において準用する場合を含む）の 承認を受けた耕土培養事業計画に 準拠して行わなければならない。

九 第一條 都道府県は、市町村、耕作 者又は農業団体に対し、耕土培養 事業の施行に關し必要な指導を行 うものとする。

十 第二條 都道府県は、市町村、耕作 者又は農業団体に對し、耕土培養 事業の施行に關し必要な指導を行 うものとする。

十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の全部又は一部の施行に關する規 定による補助に關し必要な事項は、都 道府県が耕土培養事業の施行 者に補助する経費について、そ の全部又は一部の耕土培養事業計 画に準拠して行わなければならない。

十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の全部又は一部の施行に關する規 定による補助に關し必要な事項は、都 道府県が耕土培養事業の施行 者に補助する経費について、そ の全部又は一部の耕土培養事業計 画に準拠して行わなければならない。

対策調査並びに第六條第一項の
規定による指導に要する経費に
ついて、その一部

三 耕土培養事業に係るもの

四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

六 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

七 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

八 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

九 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十三 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十五 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十六 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十七 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十八 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

十九 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十三 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十五 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十六 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十七 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十八 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

二十九 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十三 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

いても、前項と同様とする。
(特別地方公共團體に關する特例)

三十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定中市町村 又は市町村長に關する規定は、都 合で町村の事務の全部又は役場事 務を共同処理するものがある場合 においては、当該町村組合又はそ の管理者に適用する。

三十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十三 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十五 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十六 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十七 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十八 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

三十九 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十三 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十五 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十六 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十七 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十八 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

四十九 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十三 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十四 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十五 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十六 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十七 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十八 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

五十九 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

六十 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

六十一 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

六十二 第二條 第一項の耕土培養事業 の施行に關する規定による補助に關し 必要な事項は、政令で定める。

法律第 号) による耕土培養事
業に係るもの」を、同條第二項中
「公共事業費による補助事業に係
るもの」の下に、「耕土培養法によ
る耕土培養事業に係るもの」を加
える。

四十一 地方財政法 (昭和二十三年法律 第一百九号) の一部を次のように改 正する。

四十二 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

四十三の二 耕土培養に要する經 費を加える。

四十四 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

四十五 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

四十六 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

四十七 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

四十八 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

四十九 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十一 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十二 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十三 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十四 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十五 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十六 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十七 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十八 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

五十九 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十一 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十二 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十三 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十四 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十五 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十六 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十七 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十八 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

六十九 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

七十 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

七十一 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

七十二 第十條中第十三号の次に次の二 号を加える。

をはかることを目的といたし、ここに本法案を提出いたすことと相なつたのであります。

次に、法案の内容につき大要を御説明申し上げます。

第一点は、都道府県知事は、省令の定めるところにより、耕土培養を実施する必要があると認められる地域につき、都道府県農業委員会の意見を聞き、農林大臣の承認を受けて、耕土培養地としての指定を行うことであります。

第二点は、指定された耕土培養地域をその区域内に含む市町村の長は、市町村農業委員会の意見を聞いて、都道府県に対策調査の実施を請求することいたし、この対策調査におきまして、耕土培養の要否及びその具体的な方法を明らかにするため細密な調査を行うのであります。

第三点は、市町村長は、対策調査の結果、耕土培養を実施する必要あるときは、市町村農業委員会の意見を聞いて、耕土培養の同意を得て耕土培養事業計画を樹立し、都道府県知事の承認を受けるものとすること。

第四点は、国は耕土培養のための一般調査、対策調査及び耕土培養事業助成に必要な補助金の交付、資金の融通あつせん、その他奨励措置を講ずることといたしましたこと。

第五点は、開拓地につきましては、その特殊性にかんがみまして、地域の設定、対策調査及び耕土培養事業計画の設定等につき、政令によつて特例を設けることができることいたしましたこと。

以上でございます。

本法案は、去る六月六日、本農林委員会付託と相なり、翌七日、提案者を代表して坂田委員より提案理由の説明がございました。次いで、本十二日質疑を行いましたところ、共産党竹村委員から、本法案の実施に必要な予算及び実施計画等について質問がございました。これに対し、提案者代表の坂田委員及び政府委員から、本年度予算として一億八千八百万円が計上されること、今後七箇年計画をもつて本事業を完了したい意向である旨の答弁がございました。

質疑を終了後、討論を省略、採決いたしました。以上をもつて御報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この際一言いたします。速記録を取調べましたところ、先刻の高田富之君の討論中に、「」と発言されておりましたが、これは議長においてきわめて不穏な言辞と認めますから、職権をもつてその取消しを命じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

出席國務大臣

法務大臣 木村第六郎君
外務大臣 岡崎勝男君

出席政府委員
刑政長官 清原邦一君

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律
内閣通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律
放送法の一部を改正する法律

法務府矯正 保護局長 古橋清四郎君	中央更正保護委員会事務局長 斎藤三郎君	厚生政務次官 松野頼三君	農林政務次官 小川原政信君	農林省農政局長 小倉武一君	運輸政務次官 佐々木秀世君
朝説を省略した報告	一、去る十日本院は運輸審議会委員に木村隆規君及び三村今一郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。	一、去る十日召集に応じた議員は次の委員の辞任を許可した。	一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
資金運用課長 高橋俊英	大藏省銀行局	山梨県選出 横貝詮三君	山梨県選出 横貝詮三君	大藏省銀行局	田中萬造君 森曉君
田中萬造君 森曉君	臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。	上林與市郎君	上林與市郎君	上林與市郎君	田中萬造君 森曉君
理事 近藤鶴代君 (理事近藤鶴代君の通り理事を補欠選任した。)	代君去る五月二十四日委員辞任につきその補欠	井之口政雄君	井之口政雄君	井之口政雄君	田中萬造君 森曉君

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律 内閣通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律 放送法の一部を改正する法律	通商産業委員会 岡良一君 青野武一君	郵政委員会 山本久雄君 上林與市郎君	労働委員会 田中萬造君 森曉君	通商産業委員会 今野武雄君	通商産業委員会 水田三喜男君
内閣委員会 小玉治行君 田中萬造君	内閣委員会 森曉君	内閣委員会 森曉君	内閣委員会 小玉治行君	内閣委員会 生田和平君	内閣委員会 井之口政雄君
地方行政委員会 飯塚定輔君	地方行政委員会 森曉君	地方行政委員会 森曉君	地方行政委員会 小玉治行君	地方行政委員会 今野武雄君	地方行政委員会 水田三喜男君
厚生委員会 三宅正一君 岡良一君	厚生委員会 森曉君	厚生委員会 森曉君	厚生委員会 小玉治行君	厚生委員会 生田和平君	厚生委員会 井之口政雄君
通商産業委員会 加藤鎌造君	通商産業委員会 森曉君	通商産業委員会 森曉君	通商産業委員会 小玉治行君	通商産業委員会 今野武雄君	通商産業委員会 水田三喜男君
労働委員会 三宅正一君 岡良一君	労働委員会 森曉君	労働委員会 森曉君	労働委員会 小玉治行君	労働委員会 今野武雄君	労働委員会 水田三喜男君
経済安定委員会 青野武一君	経済安定委員会 森曉君	経済安定委員会 森曉君	経済安定委員会 小玉治行君	経済安定委員会 今野武雄君	経済安定委員会 水田三喜男君
内閣委員会 飯塚定輔君	内閣委員会 森曉君	内閣委員会 森曉君	内閣委員会 小玉治行君	内閣委員会 今野武雄君	内閣委員会 水田三喜男君
内閣委員会 人委員会 小玉治行君	内閣委員会 人委員会 川本未治君	内閣委員会 人委員会 川本未治君	内閣委員会 人委員会 小玉治行君	内閣委員会 人委員会 今野武雄君	内閣委員会 人委員会 水田三喜男君
内閣委員会 岡良一君 加藤鎌造君	内閣委員会 岡良一君 加藤鎌造君	内閣委員会 岡良一君 加藤鎌造君	内閣委員会 岡良一君 加藤鎌造君	内閣委員会 岡良一君 加藤鎌造君	内閣委員会 岡良一君 加藤鎌造君
内閣委員会 小川原政信君 玉置信一君	内閣委員会 小川原政信君 玉置信一君	内閣委員会 小川原政信君 玉置信一君	内閣委員会 小川原政信君 玉置信一君	内閣委員会 小川原政信君 玉置信一君	内閣委員会 小川原政信君 玉置信一君

法務委員
外務委員
鷹
林 百郎君
大藏委員
厚生委員
通商産業委員
河野 金昇君
運輸委員
小玉 治行君
郵政委員
電気通信委員
経済安定委員
懲罰委員
押谷 富三君
福井 勇君
出
一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

河原幸三郎君
岡 良一君
水田三喜男君
河野 鎮造君
加藤 鎮造君
生田 和平君
三木 武夫君
椎龍 三郎君
佐伯 宗義君
田中 球平君
竹村奈良一君

一、去る十日委員会に付託された條約承認を求めるの件(條約第一六号)、外務委員会付託五号)

有線電気通信法案(内閣提出第二四六号)

公衆電気通信法案(内閣提出第二四六号)

以上二件 電気通信委員会付託

明治二十九年第三種郵便物認可

一、昨十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案

昨十一日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

改築改善法案

昨十一日予備審査のため参議院から送付された次に付託された議案は次の委員会に付託された。

改築改善法案

する国際条約を改正する議定書及び附属書の締結について承認を求めるの件

昨十一日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

造船法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

昨十一日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

改築改善法案

衆議院会議録第五十一号中正誤表

正誤表

正誤表